

藤沢市地域福祉計画 2026

一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ



2021年(令和3年)3月

藤沢市

本計画書の表紙は、「みんなで創る(描く)ふじさわ」をイメージして、作成しています。

はじめに

昨今、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化をはじめとする社会情勢の変容を背景として、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなどの顕在化しにくい社会的孤立の問題など、市民の困りごとが複雑化・複合化しています。

こうした状況の中で、本市では、2015年（平成27年）に「藤沢市地域福祉計画2020」を策定、2018年（平成30年）に中間見直しを行いました。

これまで、誰もが安心して暮らしつづけることができるまちをめざし、地域の多様な主体の皆様と連携し、様々な取組を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大など昨今の社会情勢の変化や地域の実情も踏まえ、新たに「藤沢市地域福祉計画2026」を策定しました。

この度の策定においては、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の実現に向け、2021年（令和3年）4月に施行される改正社会福祉法を踏まえ、国がめざす地域共生社会の実現に向けた内容を反映させるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を盛り込み、施策の方向性及び展開等を定めています。

また、地域共生社会の実現に向けた、立場や分野を超えて支えあう考え方や仕組みとして、本市が取組を進めている「藤沢型地域包括ケアシステム」の基本的な方向性を踏まえて策定しております。

新たな計画における目標を達成し、地域福祉を推進するためには、市民の皆様をはじめ、各種団体や事業者等、より多くの皆様との協働が重要であると考えておりますので、引き続き、マルチパートナーシップの視点による分野横断的な連携を行うことで、支えあいの地域づくりを進めてまいります。

今後とも、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉を推進し、「郷土愛あふれる藤沢」の実現をめざしたまちづくりに取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論くださいました藤沢市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

2021年(令和3年)3月

藤沢市長 鈴木 恒 夫



目 次

第 1 章 計画の基本構想	1
1 地域福祉計画とは	3
(1)計画の趣旨	3
(2)計画の期間	4
(3)計画の位置づけ	5
2 計画の策定にあたって	6
(1)国等の動きと推進課題	6
(2)本市の動きと推進課題	10
(3)市民や活動団体の意識・意向と課題	14
3 計画でめざすべき姿(地域福祉推進ビジョン)	19
(1)めざすべき将来像	19
(2)基本目標	19
4 地域福祉を推進するための考え方	20
5 地域福祉を担う各主体の役割	21
6 圏域のとらえ方	24
第 2 章 計画の推進に向けた施策の方向性及び展開	25
1 計画の体系図	26
2 施策の方向性及び施策の展開	28
基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	28
(1)誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発	28
(2)地域福祉活動の普及・啓発	30
(3)地域福祉の担い手の育成・参加促進	33
基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	37
(1)地域における交流の促進	37
(2)課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	39
(3)福祉団体等の活動支援	41
(4)災害時に備えた地域づくりの推進	44
基本目標③誰もが安心して暮らせるしくみづくり	47
(1)地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	47
(2)包括的な相談・支援体制の強化	50
(3)権利擁護のための支援の充実	53
(4)更生支援に向けた地域づくり	56

第3章 地域福祉計画の進行管理	59
1 計画の進行管理方法	61
(1)計画の進行管理.....	61
(2)施策の進め方	61
(3)計画の見直し.....	61
(4)成果目標	62
2 計画の進行管理体制.....	63
(1)藤沢市地域福祉計画推進委員会	63
(2)藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議	63
資料編	65
1 藤沢市の現状	67
(1)人口・世帯数の推移	67
2 行政区域(13 地区)の状況.....	70
3 計画の策定にあたって	72
(1)地域福祉に関するアンケート調査の実施	72
(2)福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施	86
(3)地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議	88
(4)パブリックコメント(市民意見公募)の実施	88
4 パブリックコメントの実施状況	89
(1)実施概要.....	89
(2)意見提出の状況	89
(3)提出された意見・提案について.....	90
5 藤沢市地域福祉推進委員会	91
(1)藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿.....	91
(2)藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱	92
6 計画の策定経過.....	94
7 用語解説.....	95

第 1 章 計画の基本構想

1 地域福祉計画とは

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法※第 107 条第 1 項第 1 号から第 5 号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

本市では、2004 年度（平成 16 年度）に地域福祉計画を策定後、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

※2021 年（令和 3 年）4 月施行の社会福祉法（以下、改正社会福祉法という）

《計画策定の経緯》

計画名	趣旨
藤沢市地域福祉計画 (2004 年度～2008 年度)	子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助けあい支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざす。
藤沢市地域福祉計画 (2009 年度～2014 年度)	高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が、家庭や地域の中で社会参加ができ、一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進める。
藤沢市地域福祉計画 2020 (2015 年度～2020 年度)	「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」をビジョンとして掲げ、高齢者や障がいのある人をはじめとする全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を重点的に進める。
※2017 年度に 中間見直しを実施 (2018 年度～2020 年度)	社会福祉法の一部改正、および本市における「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を踏まえ、中間見直しを実施。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年です。2023年（令和5年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

また、他の関連計画と整合を図るとともに、市社会福祉協議会で作成した「藤沢市地域福祉活動計画」と連携して策定するものです。

≪主な福祉関係計画の計画期間≫

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
藤沢市市政運営の総合指針2020 (2017年度～2020年度)			藤沢市市政運営の総合指針2024 (2021年度～2024年度)					
藤沢市地域福祉計画2020 (2015年度～2020年度)			【本計画】藤沢市地域福祉計画2026 (2021年度～2026年度)					
	アンケート ヒアリング	見直し			中間見直し (予定)			
いきいき長寿プランふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			いきいき長寿プランふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)					
ふじさわ障がい者プラン2020			ふじさわ障がい者プラン2026					
ふじさわ障がい者計画(2015年度～2020年度)			ふじさわ障がい者計画(2021年度～2026年度)					
第5期ふじさわ障がい福祉計画 (2018年度～2020年度)			第6期ふじさわ障がい福祉計画 (2021年度～2023年度)					
第1期ふじさわ障がい児福祉計画 (2018年度～2020年度)			第2期ふじさわ障がい児福祉計画 (2021年度～2023年度)					
藤沢市子ども・子育て 支援事業計画 (2015年度～2019年度)		第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (2020年度～2024年度)						
元気ふじさわ健康プラン<藤沢市健康増進計画(第2次)> (2020年度～2024年度)								
藤沢市地域福祉活動計画 (藤沢市社会福祉協議会) ※見直しを1年延期			見直し →					
神奈川県地域福祉支援計画(神奈川県) ※見直しを1年延期			見直し →					
神奈川県再犯防止推進計画(神奈川県) (2019年度～2023年度)								

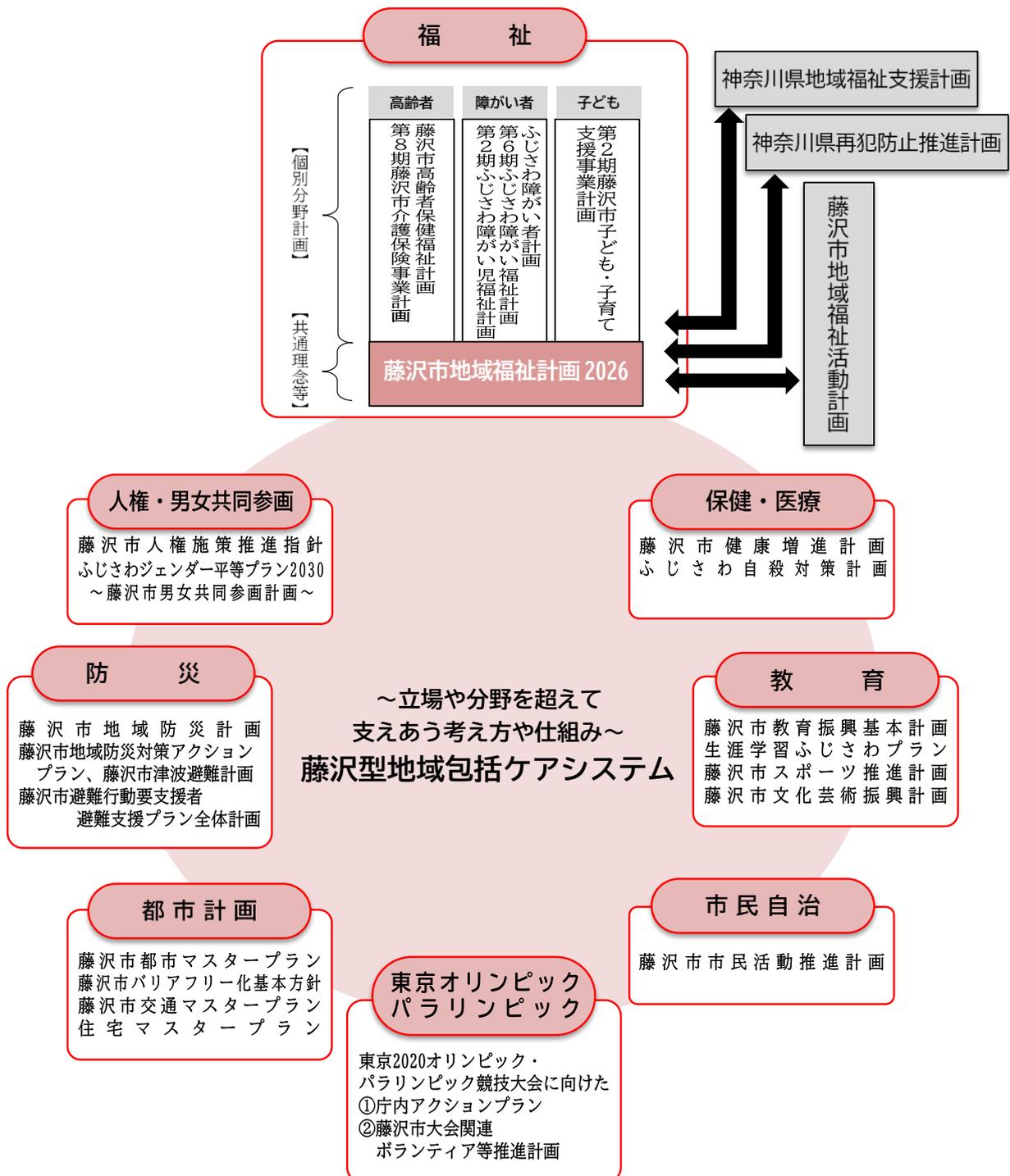
(3) 計画の位置づけ

社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画として位置づけられています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を踏まえ、地域福祉を総合的に推進していけるよう、各個別分野計画と理念の共有を図ります。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、「神奈川県再犯防止推進計画」、市社会福祉協議会において作成した「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

●計画の位置づけ●



2 計画の策定にあたって

(1)国等の動きと推進課題

2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護を並行して行っている状態など）、いわゆる8050問題（高齢の親が社会的に孤立している子の生活を支えている状態、それに伴う社会問題）のように様々な分野の課題が同時にいくつも重なりあい、複雑化しています。こうした公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対しては、住民の一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に活動することがこれまで以上に求められます。

①持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版、SDGsアクションプラン

2020(2019年(令和元年)12月20日決定・策定)

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをめざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。日本においても、SDGsの実施のため、2016年（平成28年）12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が打ち出され、令和元年12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。「SDGsアクションプラン2020」では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(2020年(令和2年)6月成立、2021年(令和3年)4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年(令和2年)6月に成立しました。

市区町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されます。

トピックス

地域共生社会とは？

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

トピックス

重層的支援体制整備事業とは？

市区町村における、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。

①相談支援(属性や世代を問わない相談の受け止め/多機関の協働/アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援(既存の地域資源の活用方法の拡充)③地域づくりに向けた支援(世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保)を一体的に実施することを想定しています。

③成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016年(平成28年)5月施行)

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

これに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行されました。この法律に基づき、市区町村には利用促進基本計画策定や審議会の設置に努めることが規定されました。さらに、2017年(平成29年)3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取組が求められています。

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用する本人の権利擁護や、地域の支援ネットワークに関することなどについて、施策に位置付けています。

トピックス

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援のあり方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーにして立ち上げられたワーキング・グループにより、2020年（令和2年）10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が作成されました。

このガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含め、後見人等に就任した者が意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示したものです。

また、ガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートが添付されており、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができるものとなっています。

今後、このガイドラインが、専門職後見人、親族後見人、市民後見人等のいずれにとっても、本人の意思を尊重した後見事務を行う上で参考にされ、活用されることが期待されています。

④再犯の防止等の推進に関する法律（2016年（平成28年）12月公布・施行）

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が2016年（平成28年）12月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。また、この法律に基づき、2017年（平成29年）12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

本計画は、国の再犯防止推進計画及び神奈川県再犯防止推進計画に基づき、過去に犯罪や非行をした人の再犯防止を目的として、その基盤となる体制整備に向けた施策の方向性などについて盛り込んでいます。

⑤新しい生活様式への順応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これからは「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。

トピックス

新しい生活様式の実践

国は、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました。ご自身や、周りの人、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践する必要があります。

《一人ひとりの基本的感染対策》

感染防止の3つの基本は、「①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い」です。高齢者や基礎疾患のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする必要があります。

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や、屋内で会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

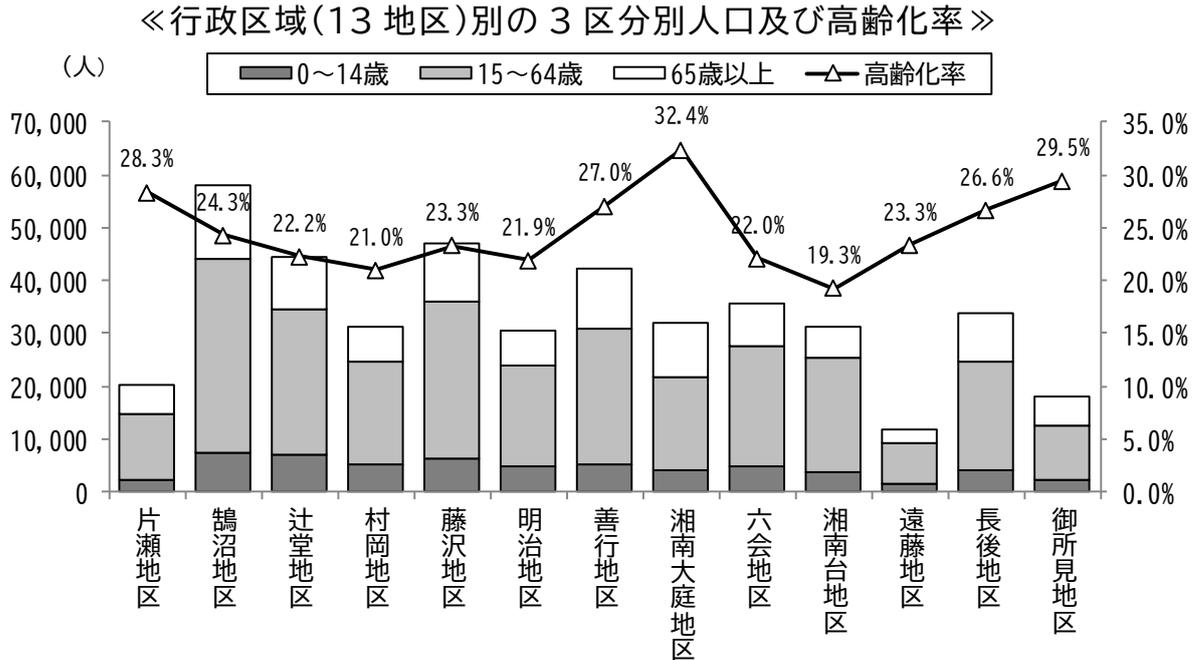


(2)本市の動きと推進課題

①本市の人口構造

住民基本台帳によれば、2020年（令和2年）4月1日現在、本市全体の総人口は436,466人となっており、65歳以上の高齢者人口は106,649人、高齢化率は24.4%となっています。

行政区域（13地区）別にみると、総人口が50,000人を超える地区から10,000人台の地があります。高齢化率をみても、30.0%を超える地区から20.0%弱の地区があり、地区によって人口構造に大きな違いがみられます。



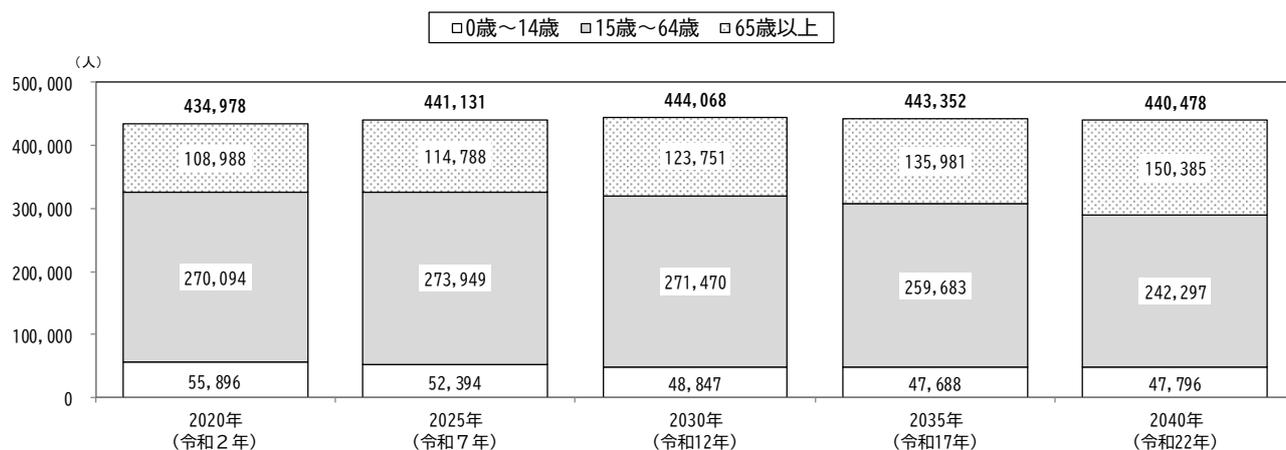
地区	年齢3区分別人口 (人)				構成比			13地区別人口構成
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
市全体	436,466	58,074	271,743	106,649	13.3%	62.3%	24.4%	100.0%
片瀬	20,327	2,248	12,317	5,762	11.1%	60.6%	28.3%	4.7%
鵜沼	58,152	7,309	36,741	14,102	12.6%	63.2%	24.3%	13.3%
辻堂	44,501	6,911	27,691	9,899	15.5%	62.2%	22.2%	10.2%
村岡	31,340	5,010	19,754	6,576	16.0%	63.0%	21.0%	7.2%
藤沢	46,965	6,095	29,942	10,928	13.0%	63.8%	23.3%	10.8%
明治	30,607	4,639	19,265	6,703	15.2%	62.9%	21.9%	7.0%
善行	42,113	5,235	25,500	11,378	12.4%	60.6%	27.0%	9.6%
湘南大庭	32,110	4,100	17,605	10,405	12.8%	54.8%	32.4%	7.4%
六会	35,440	4,941	22,687	7,812	13.9%	64.0%	22.0%	8.1%
湘南台	31,352	3,714	21,597	6,041	11.8%	68.9%	19.3%	7.2%
遠藤	11,879	1,552	7,555	2,772	13.1%	63.6%	23.3%	2.7%
長後	33,738	4,158	20,594	8,986	12.3%	61.0%	26.6%	7.7%
御所見	17,942	2,162	10,495	5,285	12.0%	58.5%	29.5%	4.1%

資料：住民基本台帳人口(2020年（令和2年）4月1日現在)

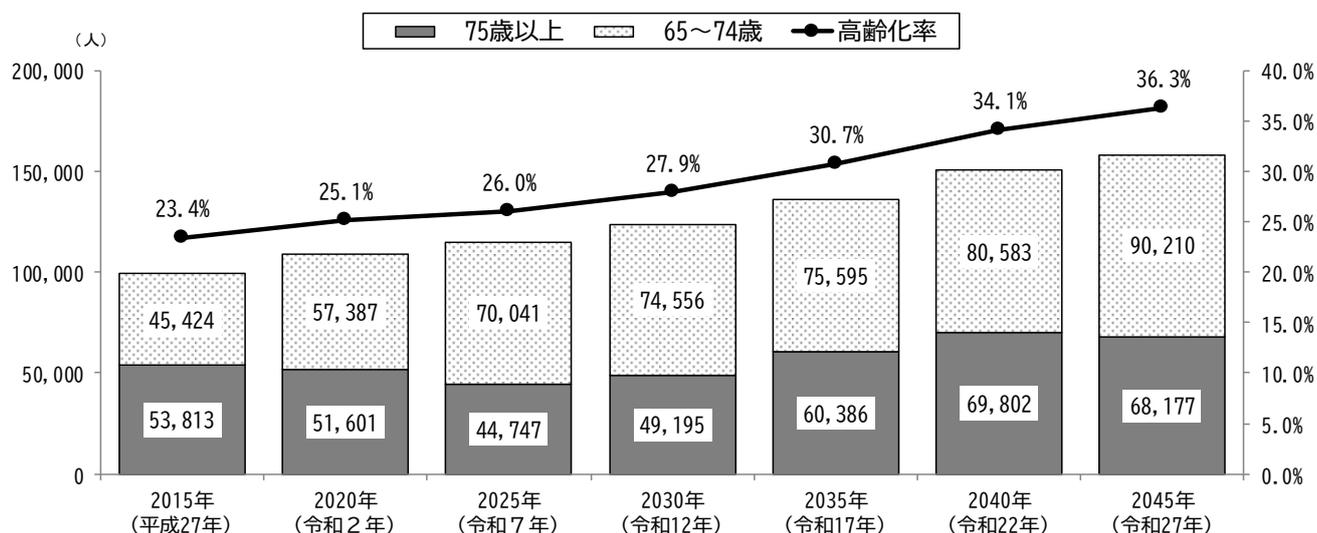
国勢調査に基づく将来人口推計によれば、今後、本市の総人口は2030年（令和12年）にピークを迎え、その後は減少に転じます。年齢3区分別で見ると、0歳から14歳の年少人口は既に減少しており、今後も緩やかに減少傾向で推移します。15歳から64歳の生産年齢人口は2025（令和7年）年をピークにその後減少に転じ、高齢者人口は増加傾向が継続する見込みです。

高齢化率は2025年（令和7年）に26.0%、2040年（令和22年）には34.1%となる見通しです。中長期的な視点で見ると、本市も国と同様の現象になることが予測され、今後、これらもたらす複雑化・複合化する地域生活課題への対策が求められています。

「藤沢市の3区分別人口の将来見通し」



「藤沢市の高齢者数及び高齢化率の将来見通し」



資料：2017年度（平成29年度）藤沢市将来人口推計から引用
 （2015年（平成27年）国勢調査に基づく推計値）
 各年10月1日現在

②本市が進める「藤沢型地域包括ケアシステム」

「藤沢型地域包括ケアシステム」では、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。

藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組むべき重点テーマとして、地域の相談支援体制づくりや地域活動の支援・担い手の育成など6項目を掲げ、地域生活課題等の解決のために必要な基盤整備を進めています。

2025年（令和7年）に向け、引き続き13地区ごとのニーズに応じ、地域団体や民間企業、教育機関、福祉サービス事業所など、あらゆる主体との協働を進めるとともに、在宅生活を支える保健医療分野との連携体制を強化します。また、生涯を通じて健康に関心を持ち、取り組める環境づくりを進めていきます。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備し、多機関協働によるネットワークを構築していきます。

「藤沢型地域包括ケアシステムのイメージ」



3つの基本理念

(1) 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。

(2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり

13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。

(3) 地域を拠点とした相談支援体制

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

6つの重点テーマと主な取組

① 地域の相談支援体制づくり

- ◎ 多機関協働による相談支援ネットワーク強化
- ◎ 相談窓口へのアクセスの円滑化

② 地域活動の支援・担い手の育成等

- ◎ 地域生活課題等の解決に向けた協働の推進
- ◎ 地域活動等への参加推進に向けたアプローチ

③ 健康づくり・生きがいづくり

- ◎ 健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進
- ◎ ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発
- ◎ 身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進

④ 在宅生活の支援

- ◎ 認知症フレンドリー社会の推進
- ◎ 多職種・多機関と連携した全世代にわたる医療政策の推進
- ◎ 地域における見守り体制の強化・充実
- ◎ 誰も取り残さない災害時の支援体制づくり

⑤ 社会的孤立の防止

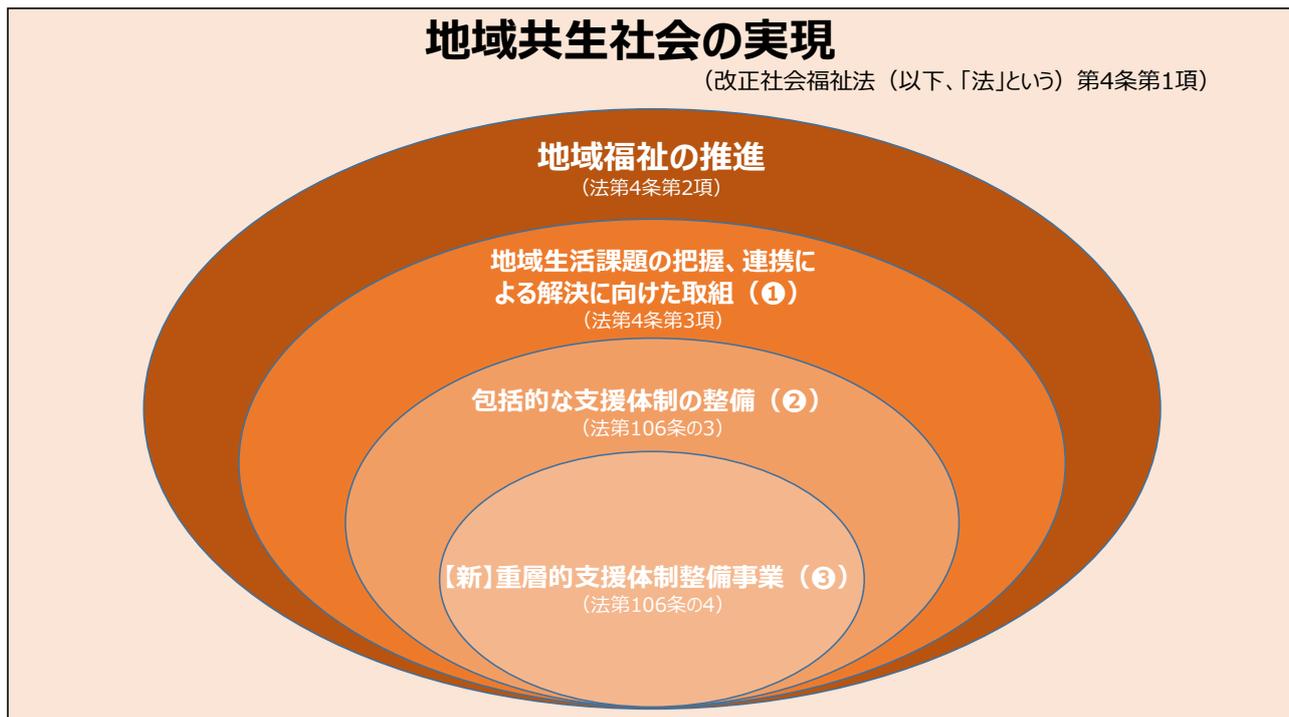
- ◎ 地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり
- ◎ 地域とつながるための社会参加支援

⑥ 環境整備等

- ◎ 外出しやすい環境づくりの推進
- ◎ 円滑に住まいに入居できる取組の推進

【共通基盤】 行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり

《包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ》



	法の規定	市の取組
① 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組 (法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ● 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり 	『藤沢型地域包括ケアシステムの推進』 ・ 6つの重点テーマ 【包括的な支援体制の整備にかかる主な取組】 ・ 地域の縁側 ・ コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の活動 ・ 地域包括支援センター (いきいきサポートセンター) における幅広い相談支援など
② 包括的な支援体制の整備 (法第106条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ● 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ● 相談支援機関の協働とネットワークの整備 	<div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが気軽に集まれる場 ・ 分野を超えた相談支援 ・ 生活困窮者支援を通じた体制整備 (多機関連携)
③ (新)重層的支援体制整備事業※ (法第106条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援 (包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業) ● 参加支援事業 ● 地域づくり事業 	※③は既存の取組を整理し、2022年度 (令和4年度) の実施に向け調整中

(3) 市民や活動団体の意識・意向と課題

①「地域福祉に関するアンケート調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、これまでの事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民がどのように感じているかを把握するために、アンケート調査を実施しました。

《調査概要》

調査対象	市内在住の満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	2019年（令和元年）11月27日（水）～12月20日（金）
回収結果	2,089件（回収率52.2%）

○情報発信について

行政や福祉サービスなどの情報入手方法

- 「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上、50代から70代では7割台を占める。
- 「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ばと高く、10代も5割近い。
- 10代、20代では、「特に入手していない」が3割台と高い。

✓ 年代に応じた情報発信を引き続き進めていくとともに、今後は若年層に向けて、行政や福祉サービスなどの情報を得ることの必要性等を周知・啓発していくことが必要

○近所づきあいや地域活動への参画について

近所づきあい

- 近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」や「たまに立ち話をする程度」は60代、70代、80歳以上で高い傾向がある。
- 「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にある。
- つきあいがほとんどない理由は、10代から50代で「生活の時間帯が合わない」が4割台と高い。

✓ 年代に合わせ、近所づきあいをはじめのきっかけづくりを検討していくことの重要性がうかがえる

地域活動への参画

- 自治会・町内会へ「加入している」が 75.9%、「加入していない」が 21.9%。「加入している」は 50 代以上で 8 割台、「加入していない」は 20 代で 5 割半ば、10 代で 5 割超えとなっている。
 - 自治会・町内会に加入していない理由は、「きっかけがない」が最も多く、10 代から 30 代の若年層で多い傾向にある。
 - ボランティア活動への参加ニーズは、10 代、40 代、50 代で 5 割台と高い。
- ✓ 若年層が自治会・町内会に加入するきっかけづくりや加入する利点等の情報発信を行うことが重要
 - ✓ 年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、継続的な参加が期待できる

○防災について

- 居住地域で気になっていることは、「災害等の緊急時の対応に不安がある」が 2 割台半ばで最も高い。年代別で見ると 50 代、60 代で 3 割以上となっている。
 - 災害時の一時避難場所を知っている人は 8 割半ばと高い一方、防災訓練への参加経験は参加したことがない人が半数以上を占めている。
- ✓ 防災訓練への参加経験は近所づきあいの程度が高いほど多いため、一人ひとりが防災に関する正しい知識を身に付けることができるよう情報発信・共有を進めるとともに、近所づきあいの促進を図ることが大切

○相談体制について

- 日々の生活で困っていることや悩みについては、「子育てのこと」は 30 代で 3 割を超え、「健康のこと」は 50 歳以上で 3 割以上。
 - 地域福祉推進のため市で行っている取組については、「広報紙やホームページなどによる情報提供」が充足していると感じている方が比較的多くなっている一方、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は前回調査（平成 28 年度）と比較して低くなっている。
- ✓ 日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられる。今後、複合的な課題に対応できるよう、相談機関同士のネットワークづくりや情報発信が重要

②「団体等ヒアリング調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、計画の方向性や施策への検討材料とするため、地域福祉に関連する団体に、「団体等ヒアリング調査」を実施しました。

《調査概要》

調査対象	市内の地域福祉に関連する団体
対象団体数	38団体
調査方法	原則、事前にヒアリングシートを送付の上、指定された会場にて、直接ヒアリングを実施。一部団体はヒアリングシートのみ、あるいは直接ヒアリングのみで実施。

○地域団体・組織との連携について

- 積極的に交流の場に出向き、連携をとるようころがけている団体や組織もあるが、同じ目的をもつ団体や組織との連携に留まっている団体や組織が多い。
- 他団体と連携したほうがよいと感じながらも連携がとれていない団体もある。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）などの専門職と連携するようになり、負担が軽減したと感じている団体がある。

- ✓ 他分野の団体や他地区の団体とつながりをもちたいと考えている団体も多いことから、分野や地区の垣根を越えて、団体や組織が連携できる仕組みづくりを支援することが重要
- ✓ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）などの専門職と関連団体とが連携する仕組みづくりのさらなる強化が必要

○活動する人材の発掘・確保・育成について

- 自治会加入者の高齢化、役員となる人の不足などの課題があり、自治会への加入率は、ひとり暮らし世帯やマンションに住んでいる世帯で低い傾向がある。
- 「ボランティア＝無償」という考え方が若い世代に通用しなくなっているなど、仕組みにおける課題がうかがえる。
- ボランティア活動や自治会への参加希望者が地域とのつながりがなく、参加するきっかけをつかめていないなどの課題もうかがえる。
- 団体のスタッフについては、新たな担い手確保も求められているが、現在所属しているスタッフのスキル向上を進めていく必要性も挙げられる。

- ✓ 不動産業者と連携して自治会への加入促進を図るなど、新たなアプローチの検討が必要
- ✓ 地域活動に関わる人材の発掘・確保に向けた新たな仕組みづくりやきっかけづくりが求められている
- ✓ 団体に現在所属しているスタッフのスキル向上を進めていくことが重要

○障がいのある人への支援について

- 地域の中で障がいに対する理解が進んでおらず、普及・啓発活動に困難を感じている。
- 防災に関する取組に遅れを感じているという声が挙がっている。

- ✓ 障がい児者が地域で孤立しないよう、団体や事業者など地域が連携し、支援を進めるとともに、地域に対して障がいへの理解を深める取組が必要
- ✓ 災害時の課題の掘り起こしや研修による災害シミュレーション、在宅障がい者への備え、地域住民に対する意識啓発等の実施を検討

○子ども・子育て等について

- 子どもや子育てについては、子育て中の親の地域デビューが将来的に地域活動に参加することにつながることもある。
- 子ども自身の代弁者は少なく、子どもの課題の抽出は難しいことが課題。
- 子育て支援活動に参画する地域人材についても、子育て中に支援を受けた保護者が、子育てが落ち着いたときに子育て中の保護者を支援できるような仕組みづくりの検討を求める声が挙がっている。
- 地域とつながりがない家庭へのアプローチが課題。
- 子ども会の団体数や参加者数の減少が課題。

- ✓ 子育て中の親が地域デビューするきっかけづくりを検討・推進することが必要
- ✓ 子育て支援に関わる人材を発掘するための新たな仕組みづくりが必要
- ✓ 活動に参加する人は決まった方で、地域とつながりがない家庭にどうアプローチするのか検討が必要

○更生保護について

- 保護司は、犯罪や非行をした人が、地域で社会復帰が円滑にされるよう、面接などを通して、生活上の助言や就労の手助け等を行っているが、保護観察期間が終わると保護司として支援できない。
- 保護司会と地域団体の連携は現時点で少ない。

- ✓ 専門職や地域の協力を得ながら、犯罪や非行をした人に対する地域の偏見をなくす取組や、保護観察期間終了後も支える仕組みの検討が必要
- ✓ 保護司会と各種地域団体の連携を支援することが重要

③アンケート調査やヒアリング調査からの課題

高齢化や単身世帯の増加、核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加などを背景に、地域のつながりの希薄化がすすむ中、日常生活・地域生活を営むことが困難な方は増加しており、暮らしの支援ニーズは複雑化・多様化しています。また、地域のつながりが希薄化する中、社会的孤立や孤独死・孤立死の増加が社会問題として取り上げられており、近年の自殺者数の増加についても、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮や過労、育児・介護疲れ、いじめなどの社会的要因と深い関係性があることが問題視されています。

そのような中、地域団体や組織において、他分野や地域を超えた団体・組織との連携、地域で活動している専門職との連携が課題となっています。

また、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等は進んでおり、地域活動や地域とつながりを持つことに関心が薄い層に対して地域活動への参加を促進する新たな仕組みづくりや、地域活動に参加意向のある方を確実に活動につなぐきっかけづくりを検討し、推進していくことが重要です。新たな担い手の確保やスキルの向上も求められています。

さらに、介護や子育て、障がいのほか、ひきこもりの状態にある人や生活困窮者、犯罪や非行をした人など、一人ひとりが抱える事情や悩み、問題を特別視せず、地域のネットワークで支えることや、支援が必要な状態であるにもかかわらず、支援が行き届かない人を早期発見し、誰一人取り残さない地域づくりに取り組むことが重要です。

3 計画でめざすべき姿(地域福祉推進ビジョン)

(1)めざすべき将来像

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」をふまえ、計画を進めてきました。2021年度(令和3年度)からの「藤沢市地域福祉計画2026」においてもこの視点を基本とし、めざすべき将来像に、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げます。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役
共に支えあい
安心して暮らせるまち ふじさわ



(2)基本目標

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生き、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

基本目標 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

本人が希望する生活を送ることができるよう、様々な困り事を受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

4 地域福祉を推進するための考え方

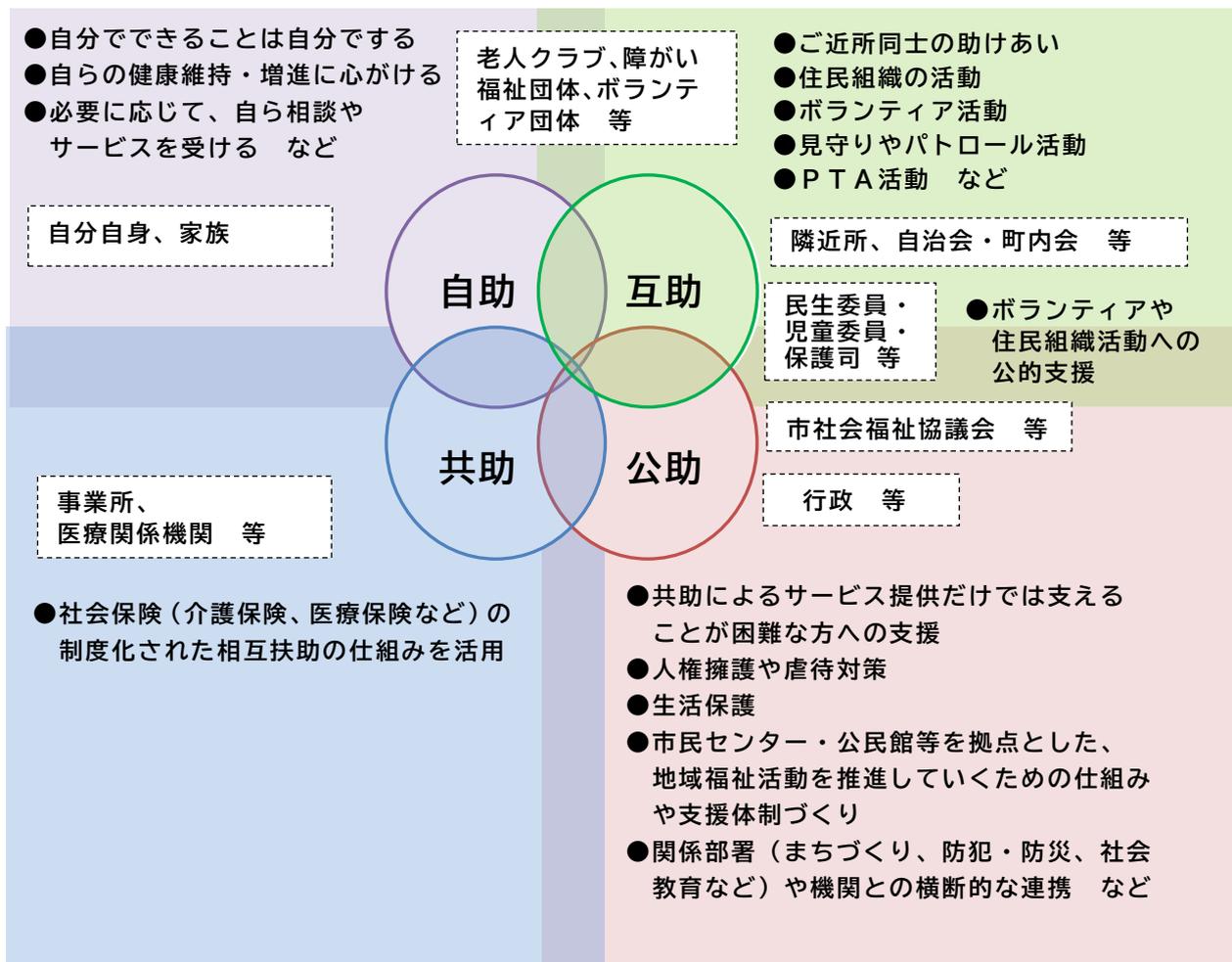
「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

また、新しい生活様式の実践などの社会情勢の変化も捉え、それぞれが取組を進めていく必要があります。

《地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性》



5 地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向きあう中で、地域の課題を主体的に捉える意識も求められています。

まずは地域に目を向け、次に各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの参加により、地域における困りごとを他人事ではなく主体的に捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の一員として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に住民に身近な団体としての特長を活かして活動する中で地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには市社会福祉協議会や市（行政）との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

4 事業者の役割

事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体と協働・連携して、複雑化・複合化する地域生活課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

5 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、共に地域福祉を進めることが期待されます。

6 市の役割

市は、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

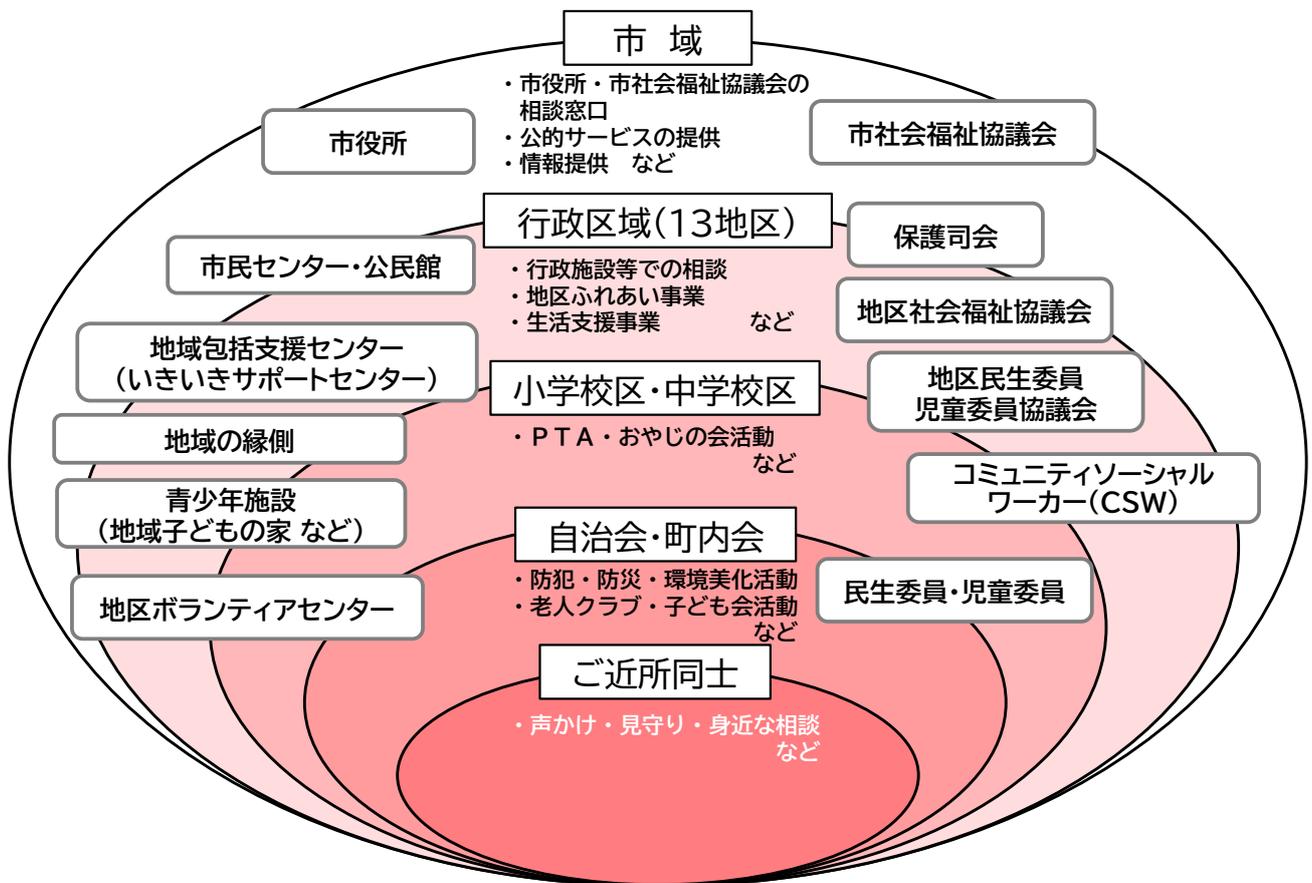
さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

包括的な支援体制の構築に向け、「本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる、断らない相談支援」、「本人・世帯の状態に合わせ、地域の資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援」、「地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援」を進めていくことが重要になります。

6 圏域のとらえ方

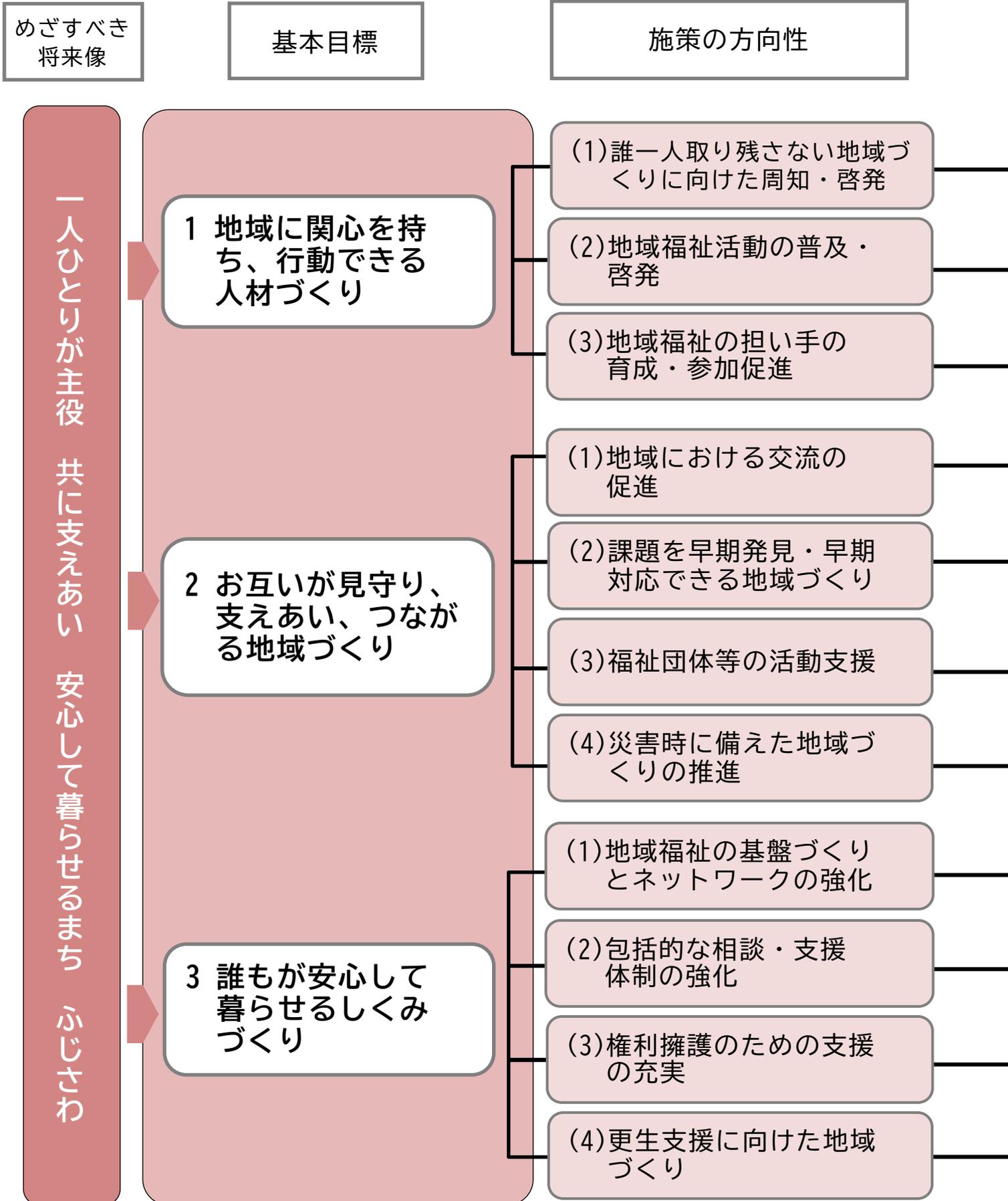
本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所同士や自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

《5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図》



第 2 章 計画の推進に向けた 施策の方向性及び展開

1 計画の体系図



施策の展開

- ①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進・・・【P29】
- ②地域福祉を学び、体験する機会の提供・・・【P29】

- ①分かりやすい情報の提供・・・【P32】
- ②気軽に参加できるきっかけづくりの提供・・・【P32】

- ①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実・・・【P36】
- ②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援・・・【P36】

- ①顔の見える関係づくりの推進・・・【P39】
- ②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援・・・【P39】

- ①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化・・・【P41】

- ①福祉団体の活動場所の整備・活動支援・・・【P43】
- ②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援・・・【P43】
- ③様々な活動主体への連携・支援・・・【P43】

- ①地域における自主防災活動の活性化支援・・・【P46】
- ②避難行動要支援者支援体制の強化・・・【P46】
- ③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備・・・【P46】

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備・・・【P49】
- ②福祉人材の確保・育成への支援・・・【P49】
- ③多様な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進・・・【P49】

- ①地域における福祉相談窓口の充実・・・【P52】
- ②相談支援ネットワークの整備・・・【P52】
- ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進・・・【P52】
- ④一体的な支援体制の推進・・・【P52】

- ①権利擁護のための意思決定の支援・・・【P55】
- ②成年後見制度の利用促進・・・【P55】

- ①地域住民等の関心と理解の醸成・・・【P57】
- ②関係機関・団体の支援、連携の推進・・・【P57】
- ③罪を犯した人の自立支援・・・【P57】

2 施策の方向性及び施策の展開

基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

施策の方向性

市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。

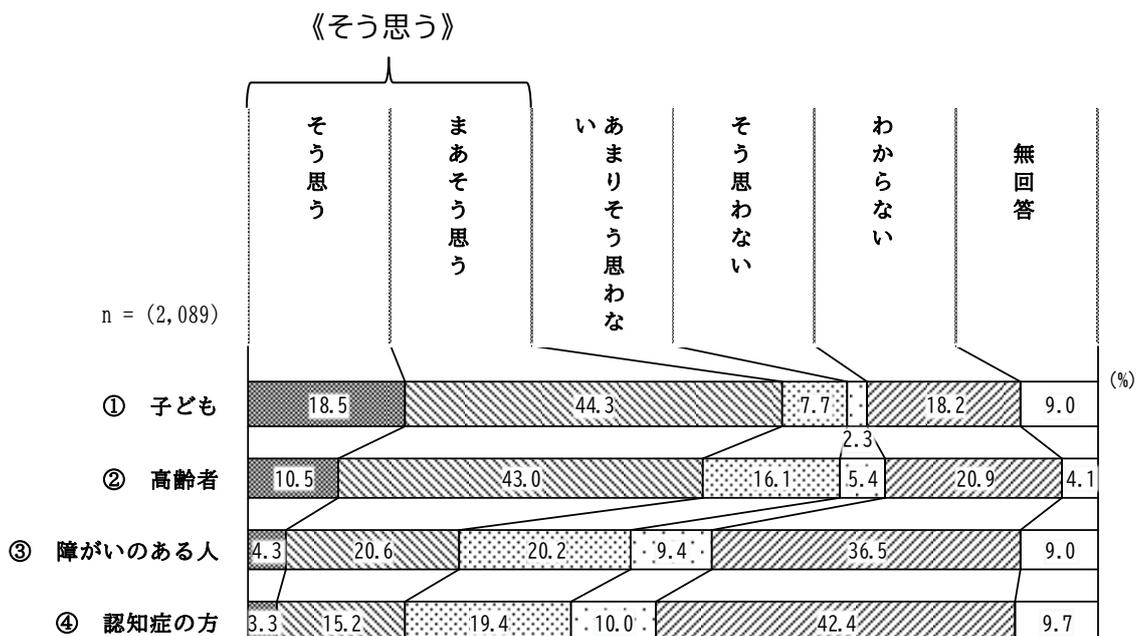
誰一人取り残さないように、お互いの生き方・考え方を認め合う、多様性を認め合えるまちづくりを進めていきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、子ども・高齢者・障がいのある人・認知症の方が、周囲や地域の理解と協力の下で自分らしく暮らせる環境かどうかの評価では、《そう思う》との回答は“①子ども”と“②高齢者”で5割以上、“③障がいのある人”で2割半ば、“④認知症の方”で2割近くとなっています。一方「わからない」との回答は“④認知症の方”で4割超、“③障がいのある人”で3割半ばと高くなっています。

これらの結果から、地域福祉の意識啓発、障がいや認知症に関する正しい理解の啓発が求められます。

問：それぞれの人のために、自分らしく暮らせるような環境（問 34）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進

様々な立場や状況の人が暮らす地域において、一人ひとりが地域に目を向け、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識をなくすことは重要です。

一人ひとりが人権や個人の尊厳を尊重し合えるよう、介護や子育て、障がい等を自分ごととして受け止め、誰もが社会の中で自分らしい生活が送れるように、互いに支え合う社会をめざして、様々な形で理解を推進します。

②地域福祉を学び、体験する機会の提供

誰一人として取り残さない地域づくりに向けて、介護や子育て、障がい等を身近に感じ、一人ひとりが行動に移すきっかけづくりとなる学習や体験する機会が必要です。

地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会を広めるため、公民館や学校をはじめとする様々な機関や、関係団体等と連携しながら進めていきます。

(2) 地域福祉活動の普及・啓発

施策の方向性

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、行政や福祉サービスなどの情報入手方法について、年代別で見ると、「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上と高く、50代から70代で7割台となっています。「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ばと高く、10代も5割近くとなっています。一方、「特に入手していない」は10代で3割半ば、20代で3割を超えて高くなっています。また、施設の知名度(知っている層)は、“④地域市民の家”が6割弱で他の施設よりも高いですが、その他の施設は2割を下回っています。

これらの結果から、年齢によって情報の主となる入手方法が違うことから、多様な情報媒体を使っての情報提供や、主となる読者層のターゲットに合わせた掲載内容の工夫など、様々な検証と対応が必要です。また、地域の拠点がそもそも住民に知られていない現状もあることから、まずは身近な地域の拠点を知ってもらうことや、継続的な認知度の向上が求められます。

問：行政や福祉サービスなどの情報入手方法（問 11）

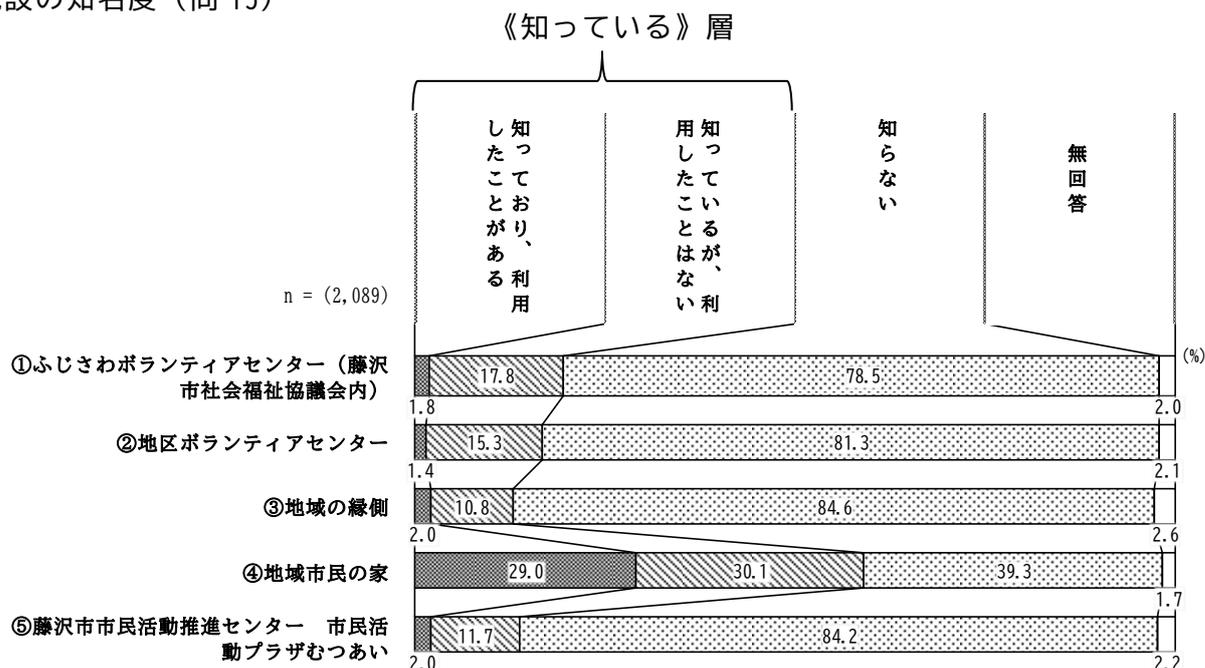
	調査数 (件)	構成比 (%)								
		県や市の 広報紙	インターネット (ホームページ・SNS・メールマガジンなど)	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	家族・親族や友人・知人	タウン誌・フリーペーパー	自治会・町内会	地区の市民センター・公民館	福祉施設・サービス提供者	地域包括支援センター
全 体	2089	64.9	33.6	28.9	21.8	20.4	18.8	14.1	4.7	3.6
年 代 別	10代	70	48.6	20.0	20.0	8.6	2.9	1.4	1.4	-
	20代	125	40.8	16.8	22.4	10.4	0.8	3.2	-	-
	30代	217	56.2	12.4	27.6	20.7	6.9	12.4	2.8	0.5
	40代	340	53.5	13.5	22.1	22.1	12.9	13.5	4.1	0.9
	50代	353	43.3	27.2	19.8	25.8	14.2	11.0	5.4	3.7
	60代	350	28.0	31.4	16.3	19.4	22.3	15.4	4.0	3.7
	70代	396	11.6	45.2	23.7	24.2	34.1	20.7	5.8	4.5
	80歳以上	222	5.4	48.2	24.8	14.0	28.4	17.6	9.0	12.2

	市役所の 本庁	民生委員 児童委員	子育て 支援セン ター	障がい 者相談 支援 事業所	地域の 縁側	市社会 福祉協 議会	特に入 手して いな	その他	無回 答	
										構成比 (%)
全 体	3.2	1.5	1.5	1.0	0.8	0.6	12.4	1.2	1.0	
年 代 別	10代	1.4	-	-	1.4	-	-	34.3	1.4	-
	20代	2.4	-	2.4	0.8	-	-	32.0	0.8	0.8
	30代	4.6	-	8.3	-	-	-	13.4	1.4	-
	40代	4.4	0.9	2.6	2.1	0.3	0.3	10.9	1.8	0.9
	50代	2.8	1.1	0.3	0.6	0.3	-	7.6	1.7	1.1
	60代	3.7	1.1	-	1.4	0.3	1.4	12.6	0.3	0.9
	70代	2.5	2.3	-	0.5	2.0	1.5	9.1	1.0	1.0
	80歳以上	1.8	5.4	-	0.9	2.7	0.5	9.9	0.5	1.8

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

問：施設の知名度（問 15）



施策の展開

①分かりやすい情報の提供

暮らしの中で、地域の必要な情報を知っている、もしくは必要な情報の収集方法を知っているなど、困りごとを解消することができる状態にあることは大切です。誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするためには、市民一人ひとりの状況に応じた情報提供が必要です。市民が確実に情報を取得できるよう、広報紙やインターネット（ホームページ、SNS）等、様々な媒体を活用し、年代等に応じた情報提供を行うとともに、より多くの人々がスマートフォンやパソコン等に親しみ、活用できる環境整備や、興味を持つきっかけづくりに取り組みます。

また、障がいのある人に配慮した、情報提供の環境整備に取り組みます。

②気軽に参加できるきっかけづくりの提供

誰もが気軽に地域福祉活動に参加するためには、市民一人ひとりの状況に応じたきっかけづくりを行うことが重要です。

市民や地域団体に加え、福祉関係機関、民間企業などに対し働きかけを行い、まずは地域福祉を担う団体の活動を知ることや、研修会等への参加を通じて誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる仕組みづくりと、活動への動機づけを行います。

(3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進

施策の方向性

地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加意向について、年代別で見ると、《参加意向》層は10代、40代、50代で5割台と高くなっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的意向層も10代及び40代から60代で4割台と高くなっています。また、参加者の参加動機は、「地域や社会をよくしたい」、「自分の健康を維持したい」、「困っている人を助けてあげたい」の順となっており、自分のため、相手のため、地域のためと様々な動機がみとれます。

一方、未参加者の参加する上で支障となることや問題点は、「参加する時間的余裕がない」、「どのような活動が行われているか知らない」がともに4割台で高く、次いで「参加方法が分からない」（23.9%）と続きます。

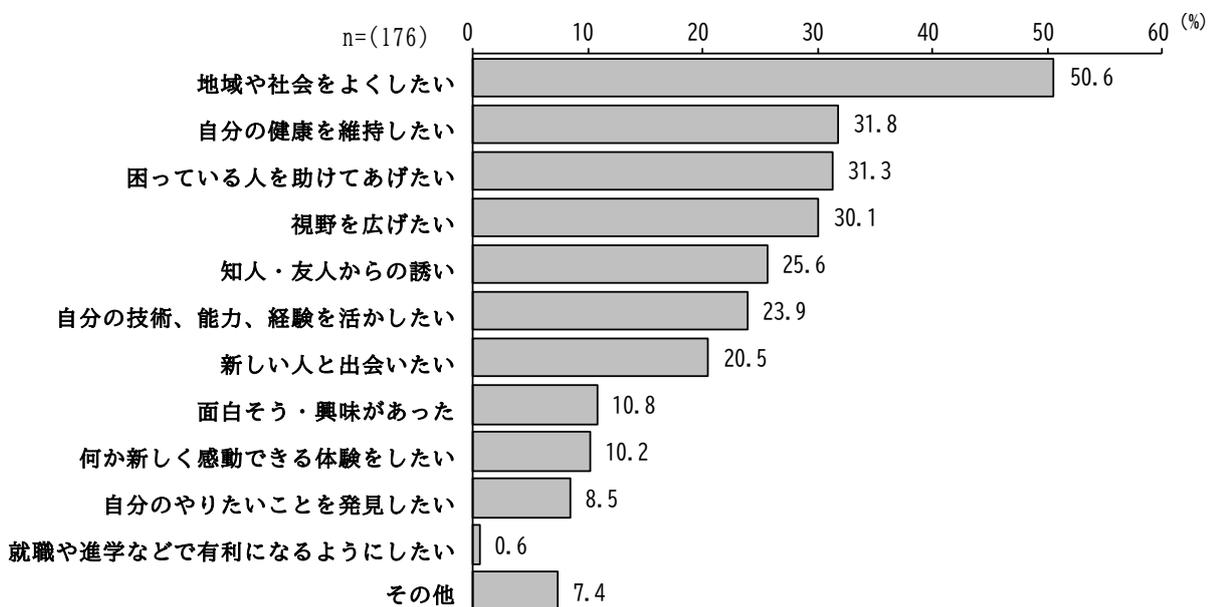
これらの結果から、参加意向者を活動につなげるような仲介役の存在、参加目的別によるボランティア募集、様々なボランティア活動の周知や参加方法の周知が求められます。

問：ボランティア活動への参加意向（問25）

	調査数（件）	構成比（％）					《参加意向》層	
		既に参加しており、これからも続けたい	今後参加してみたいが、	今後参加するつもりはない	今後参加するつもりはないが、	参加したことはなく、今後参加するつもりはない		無回答
全 体	2089	8.4	36.0	8.1	43.1	4.3	44.4	
年代別	10代	70	8.6	41.4	8.6	40.0	1.4	50.0
	20代	125	3.2	37.6	6.4	52.8	-	40.8
	30代	217	5.1	39.6	5.5	48.8	0.9	44.7
	40代	340	7.1	46.2	5.6	38.8	2.4	53.3
	50代	353	7.1	45.6	6.8	39.4	1.1	52.7
	60代	350	8.6	40.3	6.3	40.9	4.0	48.9
	70代	396	12.6	26.8	8.6	45.5	6.6	39.4
	80歳以上	222	11.3	9.0	18.5	46.8	14.4	20.3

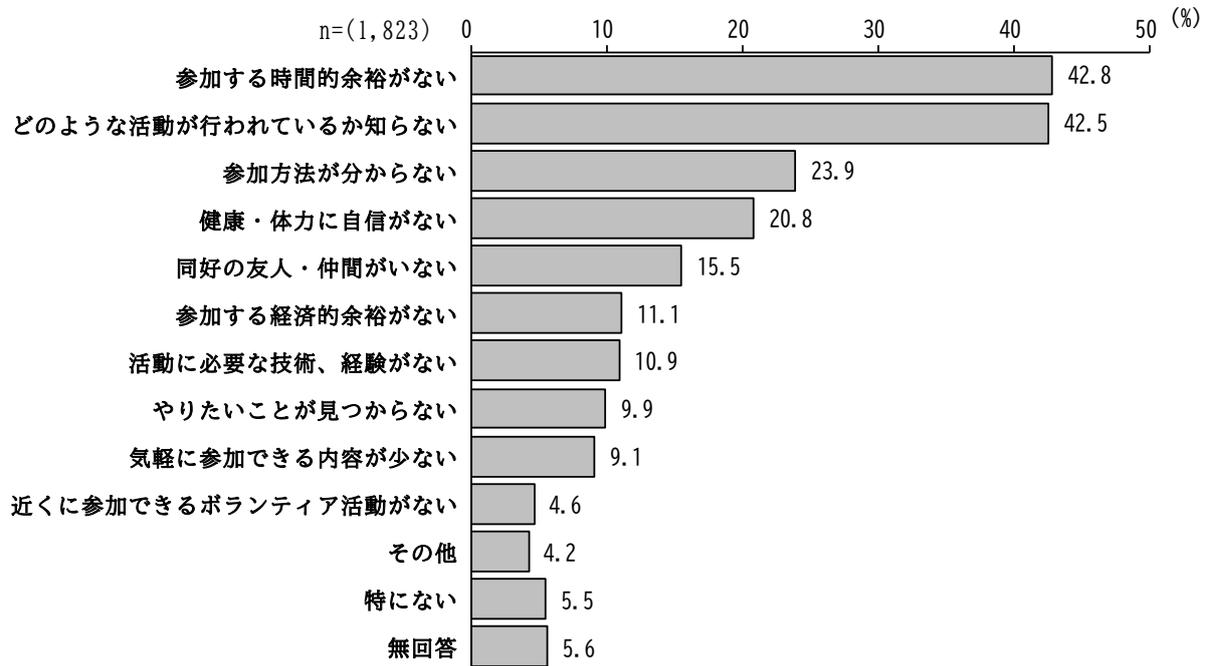
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

問：ボランティア活動参加者のボランティア活動に参加する際の動機（問 25-1）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

問：ボランティア活動未参加者のボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点
 (問 25-2)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実

地域福祉を支える担い手として、自治会や地域のボランティアなどが地域福祉に関わる活動を行っています。今後も、地域福祉を支える担い手として、継続的な活動ができるよう、活動支援と一層の周知を図ります。

また、地域活動に参加したい市民が地域を担う人材となるよう育成を行うとともに、育成した人材を活かすことができるよう、支援の充実を図ります。

②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援

ボランティア活動をはじめ、地域活動への参加意向は潜在的に高い状況にあります。地域福祉を支える人材を増やしていくため、地域団体と連携し、幅広い世代のニーズや対象にマッチしたプログラム等を考えるなど、様々な面から活動の支援を行っていきます。

また、高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、興味・関心のあるプログラムに気軽に参加できるような場を設置するなど、参加促進に向けて工夫します。

基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

(1)地域における交流の促進

施策の方向性

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場は、豊かな人間関係を築くことができる機会を提供します。また、子育て世代の親、高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう、支援していきます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。交流の場についても、手洗い・手指消毒、こまめな換気、身体的距離の確保、3密の回避などに注意して、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践していけるよう、情報提供など各種支援を進めていきます。

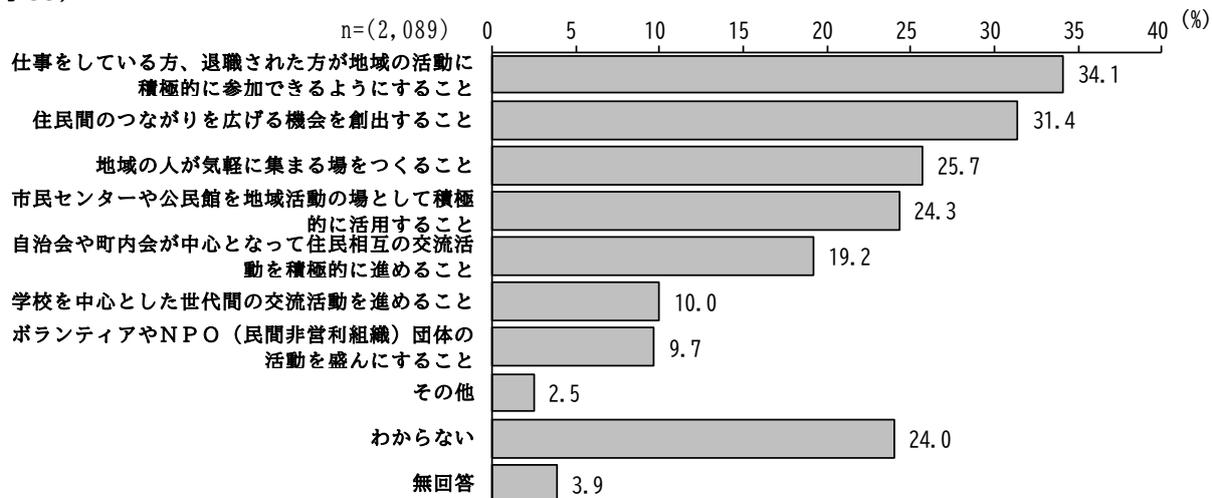
現状と課題

市民アンケート調査結果によると、住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」(34.1%)、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」(31.4%)が上位を占めています。また、地域づくりに必要なことは、「住民相互の日頃のつながり」(53.3%)が5割を超えています。

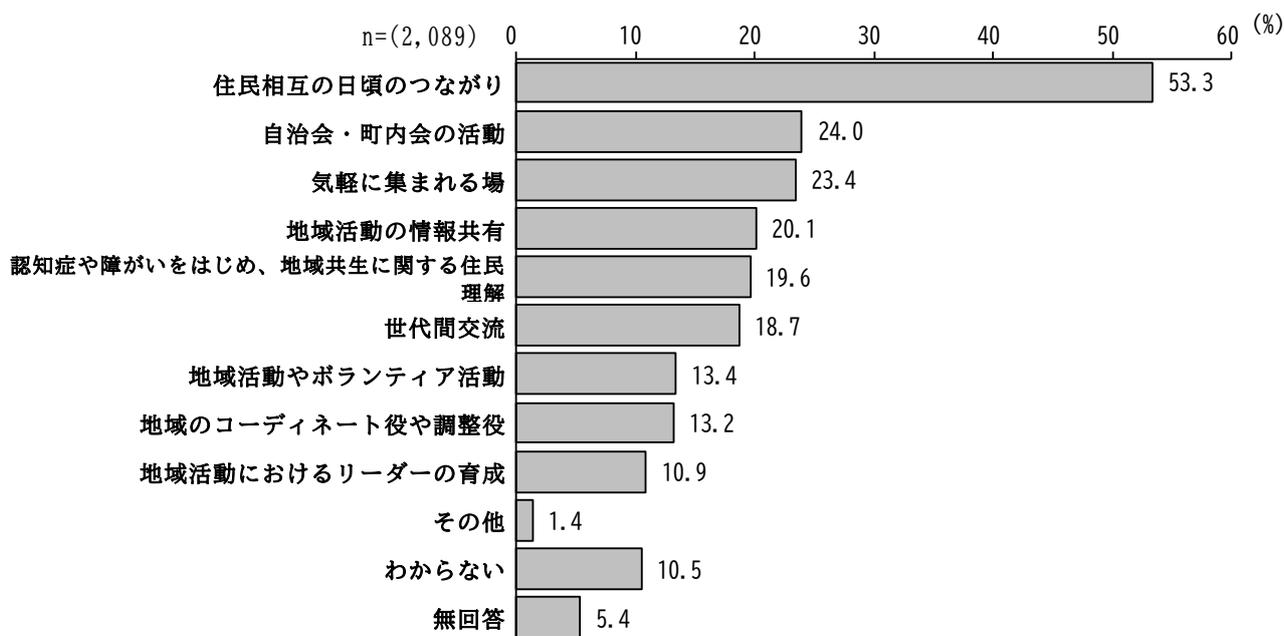
これらの結果から、住民間のつながりがキーワードとなっており、つながりを広げる機会の創出、日頃からの地域における交流が求められます。

問：住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと

(問 33)



問：地域づくりに必要なこと (問 38)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

施策の展開

①顔の見える関係づくりの推進

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、外出時でのあいさつ、簡単な言葉の取り交わしなど、日々の暮らしの中でお互いを知る機会をつくることが大切です。

身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、地域での交流の場の創出など、顔の見える関係づくりへの取組を進めていきます。

②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

地域の縁側をはじめとした、地域団体や住民等が主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な居場所であることから、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場として、引き続き、充実に向けた取組を進めていきます。

集い、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としての効果も期待されます。住民の主体的なサロン活動を促進していくために、各種団体等への支援を進めていきます。

(2)課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向性

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、自殺や孤立死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な問題については、地域のつながりの希薄化等により、課題が見えにくくなっています。専門職、地域団体、民間事業者など、様々な主体による相互の連携を促し、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応につなげるよう取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域での孤立感について、孤立を《感じる》層は全体で10.9%、介護や支援の状況別でみると、支援を受けている方のほうが、孤立感を《感じる》層は割合が高くなっています。また、居住地域の支えあいに必要な支援は、「日頃の見守り、安否確認の体制」（34.3%）が最も高く、次いで「行政や福祉サービスなどの情報の提供」（26.1%）、「日常生活上のちょっとした助けあい（ごみ出し、電球交換等）」（18.4%）と続きます。

これらの結果から、地域での孤立化の防止に向けた働きかけ、支えあいづくりに向けた見守りやちょっとした助けあいが実現できる地域づくりが求められます。

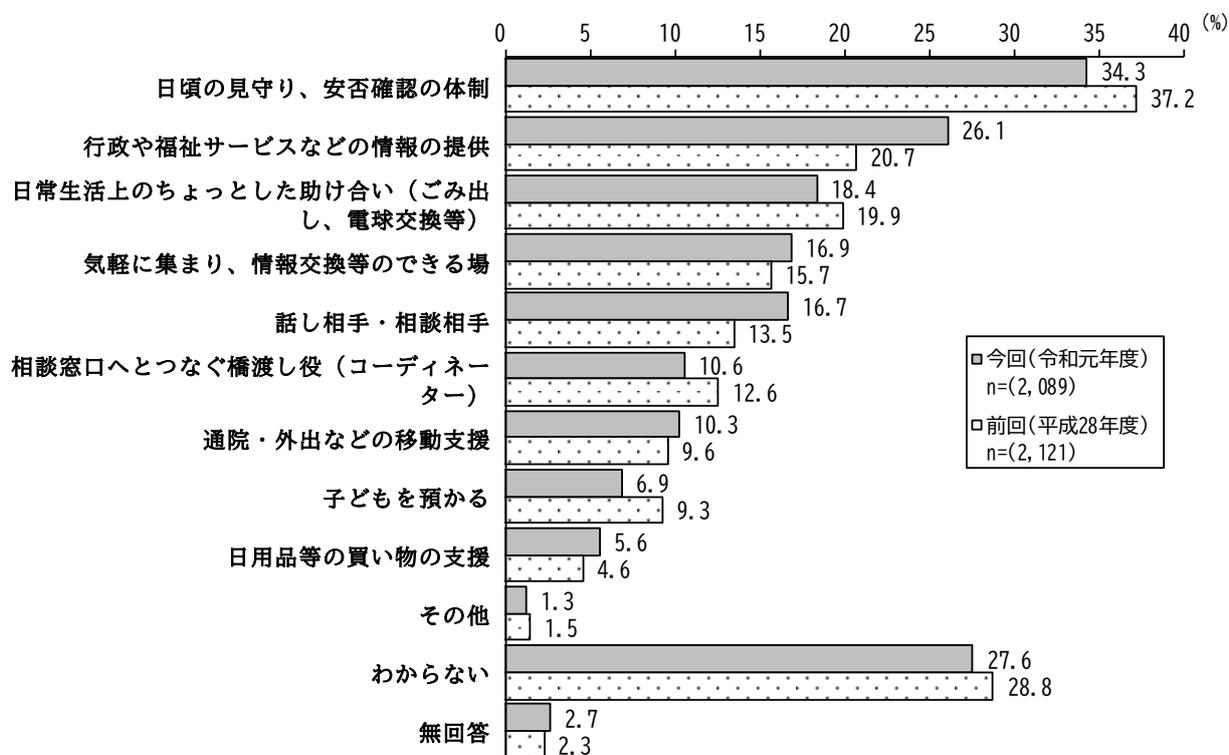
問：居住地での孤立感(問 21)

		調査数 (件)	構成比 (%)						《感じる》層	
			感じる	やや感じる	えど どちらとも ない	い あまり 感じな い	感じない	わからない		無回答
全 体		2,089	2.0	8.9	16.5	33.1	32.6	4.8	2.2	10.9
介 護 状 況 別 支 援 の 支 援 の 状 況	支援を受けている	128	7.8	14.8	17.2	22.7	23.4	8.6	5.5	22.6
	家族(一親等以内)が支援を受けている	297	1.7	10.8	18.9	39.7	24.2	3.0	1.7	12.5
	どちらでもない	1,631	1.5	8.2	16.1	32.9	34.5	4.9	1.9	9.7

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査(2019年)」

問：居住地の支えあいに必要な支援(問 32)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査(2019年)」

施策の展開

①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

子どもの貧困や、子どもをはじめ、高齢者、障がいのある人への虐待といった家庭環境等に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立等に起因する問題が社会問題となっており、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実がより一層重要です。

今後も民生委員・児童委員、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、市社会福祉協議会をはじめ、地域団体、地域を巡回する民間事業者など、団体や関係機関等の連携を促し、地域における支えあい・見守り体制の構築をより一層推進していきます。

(3)福祉団体等の活動支援

施策の方向性

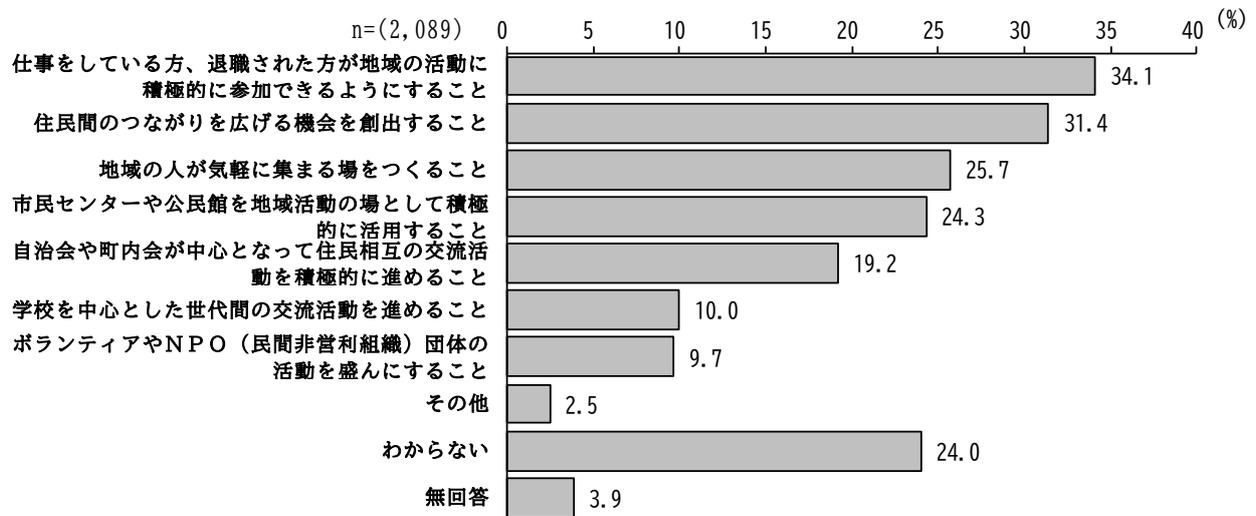
地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」（34.1%）が最も高く、次いで「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」（31.4%）、「地域の人々が気軽に集まる場をつくること」（25.7%）と続きます。

これらの結果から、退職後の地域での活躍の場や、住民間のつながる機会が求められます。

問：住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと
 (問 33)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①福祉団体の活動場所の整備・活動支援

様々な福祉団体の活動がさらに発展できるよう、地域福祉活動の場を確保し、活動の活性化につなげます。また、引き続き、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等、支援を行います。

②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援

地区ボランティアセンターをはじめとする地域団体によるボランティア活動や、NPO法人（特定非営利活動法人）等の団体は、地域の担い手として期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。引き続き、ボランティアや地域活動を推進する団体への支援を行います。

また、地域団体同士の情報交換や、他の地域活動の事例を共有する機会を増やすことで、活動全体の活性化を図っていきます。同時に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）などの専門職と、地域団体等の連携を促すことで、地域のネットワークづくりを支援していきます。

さらに、ボランティア等に参加する人を増やすためにも、これらのボランティア等に関する周知活動を展開し、福祉団体等が抱える「担い手不足」などの課題の解決に向けた支援の充実を図ります。

③様々な活動主体への連携・支援

地域で活動している様々な団体等が、他団体と情報交換・意見交換を行うなど、福祉団体間で連携ができる機会づくりを進めます。

また、一人ひとりのニーズや様々な生活上の困難を受けとめるためには、身近な地域やコミュニティでのつながりの機会が大切です。様々な活動主体が活動しやすく、活動主体同士が円滑に連携・協働しやすいような環境づくりを進めていきます。

(4) 災害時に備えた地域づくりの推進

施策の方向性

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域の防災訓練への参加経験について、近所づきあいの程度別でみると、「毎年参加している」は“困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度”で1割を超えており、全体と比較すると高い割合となっています。「参加したことはない」は“つきあいがほとんどない”で8割近く、“会えばあいさつをかわす程度”で7割近くと高くなっています。日頃からの近所づきあいがないと防災訓練への参加割合も低くなっています。また、発災時に避難行動要支援者に対して特にできることについて、年代別でみると、「安否確認」は70代までは年齢が上がるほど多くなる傾向がある一方、「避難所などへの誘導、移動支援」は年齢が下がるほど多くなる傾向がみられます。

これらの結果から、日頃からの近所づきあいが地域防災には大切であり、また年代によってできることが違うことから、平時における顔の見える関係づくり、災害時・緊急時にできることを考えるような機会を持つことが求められます。

問：居住地域の防災訓練への参加経験（問 27）

	調査数（件）	構成比（％）						
		毎年参加している	今年参加したが、毎年参加していない	過去に参加したことはないが、今年参加している	参加したことはない	わからない	無回答	
全 体	2089	5.2	3.2	31.6	56.0	2.2	1.8	
近所づきあいの程度別	困り事や悩み事を相談する程度	97	9.3	5.2	37.1	47.4	1.0	-
	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	351	11.4	3.7	47.0	34.8	2.0	1.1
	たまに立ち話をする程度	478	5.0	5.6	40.6	45.0	1.9	1.9
	会えばあいさつをかわす程度	902	2.7	2.0	24.1	67.2	2.1	2.0
	つきあいがほとんどない	193	0.5	1.0	14.0	78.8	4.1	1.6
	その他	18	11.1	5.6	33.3	38.9	5.6	5.6

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数 30 未満は除く)

問：発災時に避難行動要支援者に対して特にできること（問 28）

	調査数（件）	構成比（％）							
		安否確認	避難所などへの誘導、移動支援	保護等に対する情報提供	災害状況や避難、救助	その他	できることはない	わからない	無回答
全 体	2089	27.6	20.8	8.3	1.4	9.5	28.8	3.6	
年代別	10代	70	15.7	37.1	7.1	-	10.0	27.1	2.9
	20代	125	20.0	32.0	11.2	0.8	7.2	28.0	0.8
	30代	217	17.5	27.2	10.1	0.5	8.3	33.2	3.2
	40代	340	25.6	29.4	10.0	1.5	5.0	25.3	3.2
	50代	353	28.6	22.1	9.3	0.6	4.5	31.7	3.1
	60代	350	33.7	18.3	9.1	1.1	6.0	30.9	0.9
	70代	396	35.6	12.1	5.8	3.0	10.6	27.5	5.3
	80歳以上	222	23.0	6.3	3.6	1.8	30.2	27.0	8.1

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①地域における自主防災活動の活性化支援

災害時は、自分や家族の安全確保をすることが最優先ですが、自分や家族の安全を確保したうえで、身近な住民が互いに支援しあう仕組みをつくっておくことが重要です。

特に、地域での支えあいや助けあいが不可欠な災害時への備えとして、公的支援が届くまでの近隣住民による助けあいの仕組みを、平常時から地域の中で確認し、一人ひとりがその仕組みを把握しておくことができるよう、地域の自主防災活動等の活性化支援に取り組みます。

②避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がいのある人など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時からの支援体制を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援方法について、近隣住民の理解をさらに深められるよう、引き続き、地域団体関係者をはじめとした市民へ普及啓発を行います。

③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

市社会福祉協議会、NPO 法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク及び市との三者協定に基づき、災害救援ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを迅速かつ円滑に行うことができるよう、平常時から市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練等を実施し、関係機関との連携を強化します。

基本目標③誰もが安心して暮らせるしくみづくり

(1)地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

施策の方向性

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、日々の生活で困っていること・悩みについて、年代別で見ると、「健康のこと」は80歳以上で4割半ば、70代で4割近く、50代、60代で3割を超えて高くなっています。「子育てのこと」は30代で3割を超え、40代で2割半ばと高くなっており、年代によって、困りごとや悩みは異なっていることがわかります。

これらの結果から、地域で困りごとや悩みを抱えている人が気軽に地域の相談窓口につながるためのネットワークづくりや、関連機関との連携・協力体制づくりが求められます。

問：日々の生活で困っていること、悩み（問 35）

	調査数 (件)	構成比 (%)									
		健康のこと	経済的なこと	災害等緊急時の対応のこと	防犯や交通安全などの安全面	仕事のこと	介護のこと	住まいのこと	子育てのこと	移動手段	
全 体	2089	29.9	23.2	21.1	16.9	12.6	11.0	9.9	9.4	9.3	
年代別	10代	70	20.0	18.6	21.4	14.3	2.9	4.3	4.3	2.9	8.6
	20代	125	20.8	29.6	10.4	15.2	24.0	6.4	8.8	5.6	10.4
	30代	217	13.4	27.6	16.1	21.2	26.7	3.2	11.5	32.7	7.8
	40代	340	22.6	27.1	20.0	23.2	21.8	9.7	8.8	24.1	8.2
	50代	353	32.0	25.5	21.2	17.3	18.7	17.3	14.4	7.4	6.2
	60代	350	31.7	22.0	24.0	13.4	8.3	13.7	10.6	1.1	7.1
	70代	396	38.6	21.0	23.0	14.6	0.5	7.3	8.3	0.5	12.1
	80歳以上	222	45.5	13.5	24.3	12.2	-	17.6	5.9	0.5	14.9

	調査数 (件)	構成比 (%)						
		家事・片付け等	認知症のこと	近所づきあい	その他	特 に ない	無 回 答	
全 体	2089	9.0	5.6	4.9	3.1	29.7	2.3	
年代別	10代	70	4.3	1.4	-	4.3	45.7	-
	20代	125	7.2	2.4	2.4	3.2	36.8	0.8
	30代	217	12.9	1.4	4.1	4.1	20.7	0.5
	40代	340	10.6	2.4	5.6	2.9	27.1	1.5
	50代	353	8.5	5.1	5.1	3.1	27.5	1.7
	60代	350	6.0	5.7	5.7	2.6	33.4	1.4
	70代	396	6.3	7.6	4.3	3.3	33.1	3.8
	80歳以上	222	15.8	14.9	6.8	2.7	26.6	5.4

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員は、子育て中の親、高齢者、障がいのある人などから、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を支える人材として非常に重要な役割を担っている存在です。それゆえに、民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたることから、その負担は大きい状況のため、負担軽減や活動しやすい環境の充実をめざします。

②福祉人材の確保・育成への支援

地域住民の困りごとが多様化する中で、子育て中の親、高齢者や障がいのある人等の専門分野における支援だけでなく、複合的な課題に対して、俯瞰的な視点から課題を整理することや、個別の事例から地域の課題を捉え、地域づくりにつなげられる人材が求められています。

包括的な支援体制を実現するために、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と協働し人材育成を進め、知識・技術等を取得することへの支援や、事業者等の人材確保に向けた支援を進めていきます。

③多様な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進

地域住民が抱える困りごとが、これまでの取組や既存の支援では解決に結びつけることが難しい現在の地域社会において、行政あるいは多様な主体が、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進することにより、活力あるまちづくりと支えあいの活動を促進していきます。

さらに、支えあいや助けあいによる安全・安心な地域づくりに向けて、民間事業者等と「地域見守り活動に関する協定」を締結するなど、多様な主体とのさらなる連携を強化していきます。

(2) 包括的な相談・支援体制の強化

施策の方向性

地域には、相談窓口が多数あることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

相談者の困りごとに対して適切に対応するために、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援を行う体制の整備をより一層進めます。

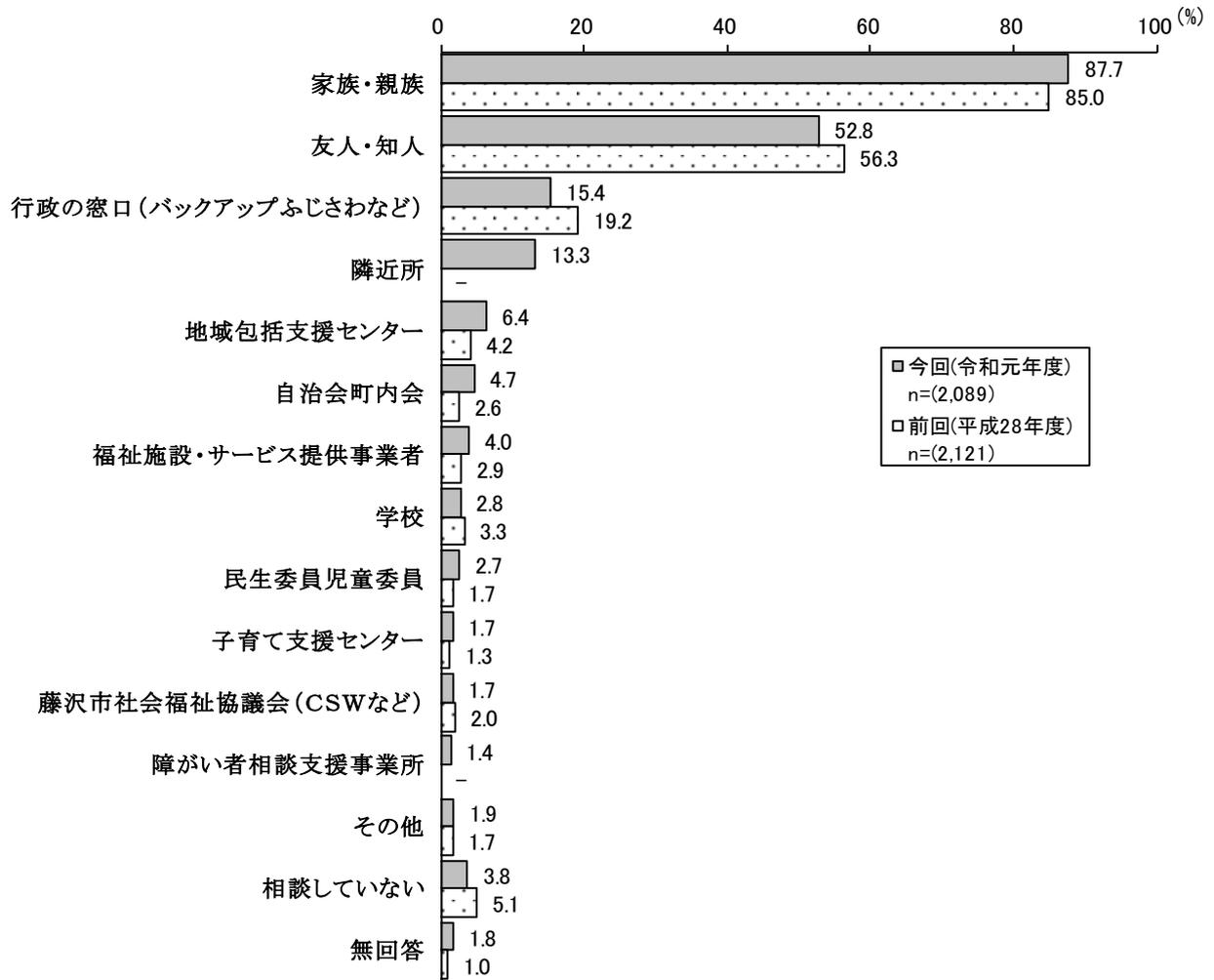
さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人やダブルケア、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、困ったときの相談先は、「家族・親族」（87.7%）が最も高く、次いで「友人・知人」（52.8%）、「行政の窓口（バックアップふじさわなど）」（15.4%）と続き、親しい間柄の次に専門機関に相談する方が多くなっています。

しかし、内容によっては、家庭内の困りごとであっても自分たちだけで解決することが難しく、様々な分野にまたがる複合的な課題がある場合もあることから、地域の身近な相談窓口がより広く、より専門的な対応ができることが重要であり、相談窓口の充実とネットワーク化、さらにアウトリーチによる相談支援が求められます。

問：困ったときの相談先（問 30）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①地域における福祉相談窓口の充実

地域には、ささえあいセンターや地域の縁側等、身近な居場所として、交流から相談につながる場があり、また、市民センター・公民館における「地区福祉窓口」において、福祉・保健の相談や、状況に応じて各種制度の案内や情報提供、福祉関連の各種申請手続の受付や、サービス提供の連絡調整を行っています。

今後とも地区福祉窓口、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域の縁側等が連携・協働し、13地区をベースとした地域における福祉相談窓口の充実を図ります。

②相談支援ネットワークの整備

住民による身近な相談の場が広がり、さらに医療関係機関等をはじめとする民間事業者による相談窓口や行政による相談窓口等、様々な相談の場が増えています。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化していく中、包括的な支援体制の構築が求められており、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの整備を進めます。

③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者等に対して、庁内関係部署の連携等による支援の充実を図るとともに、地域の関係機関等とのネットワークを強化し、自立に向けた生活支援のほか、「ジョブスポットふじさわ」等を活用した就労支援も含め、包括的な支援を進めていきます。

④一体的な支援体制の構築

地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築に向けて、本人や世帯の属性に関わらず受けとめる相談支援体制の整備を進めます。

さらに、制度の狭間で支援が行き届かない人、地域社会から孤立している人などへの対応として、多世代交流や多様な活躍の場を提供できるように、属性や世代を問わず、一体的に支援できるよう地域づくりを進めていきます。

(3) 権利擁護のための支援の充実

施策の方向性

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、本人の意思決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。

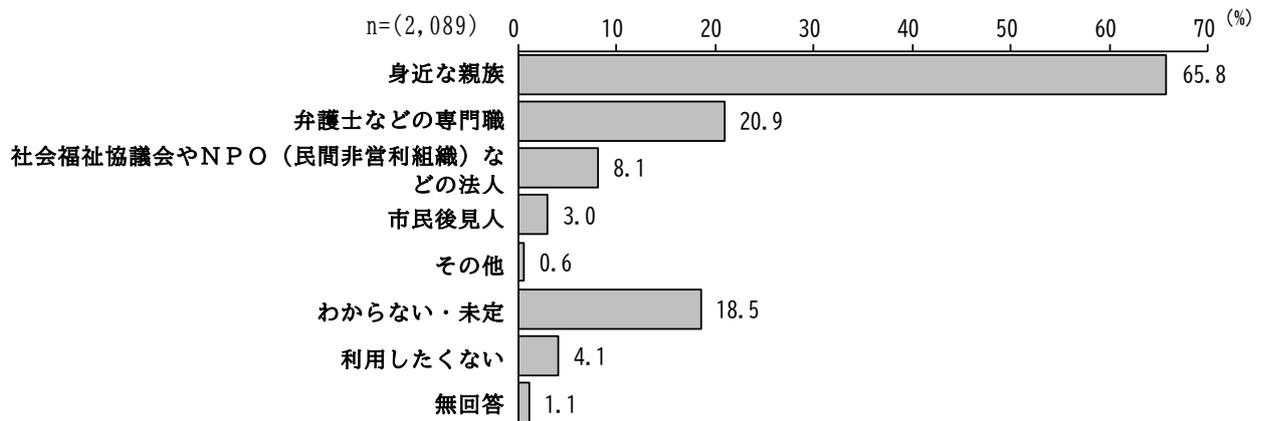
意思決定を尊重し、その決定を支援する体制が整備されるために、地域の支援者等への普及啓発を進めるとともに、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用できるように、本人や家族への制度の周知など利用促進を進めます。

現状と課題

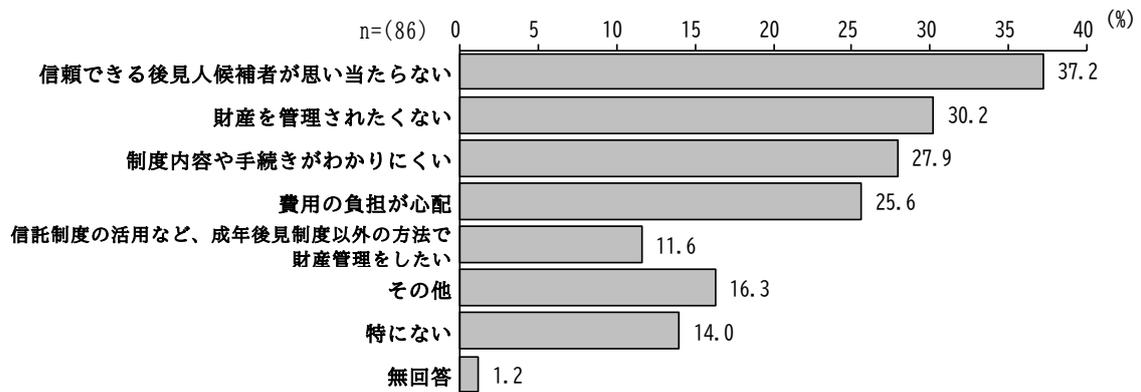
市民アンケート調査結果によると、後見人を希望する相手は、「身近な親族」（65.8％）が最も高く、次いで「弁護士などの専門職」（20.9％）、「社会福祉協議会やNPO（民間非営利組織）などの法人」（8.1％）と続きます。また、後見制度を利用したくないと思う理由は、「信頼できる後見人候補者が思い当たらない」（37.2％）が最も高く、次いで「財産を管理されたくない」（30.2％）、「制度内容や手続きがわかりにくい」（27.9％）と続きます。

これらの結果から、後見人を希望する相手の多くが身近な親族となっており、本人のことをよく理解している親族が、制度をよく理解して活用していくとともに、専門職のサポートを受けることも大切な視点となります。また、制度内容や手続きがわかりにくいといった声もあることから、住民へのわかりやすい制度の理解促進や様々な情報提供が求められます。

問：後見人を希望する相手（問 17）



問：後見制度を利用したくないと思う理由（問 17-1）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2019年）」

①権利擁護のための意思決定の支援

認知症や障がいなどにより、日常生活を送る上で、自らの意思を表明することが困難な人に対しては、生活場面における様々な選択の機会において、本人の意思や自己決定を尊重し、さらにその決定を支援することが必要です。

誰もが地域で自分らしく生活できるように、地域の支援者等に向けた普及啓発を進め、本人の意思決定が、地域で生活するうえで尊重されるまちづくりを進めます。

②成年後見制度の利用促進

日常生活における判断に困難を抱える人の権利擁護と、適切な支援を行うため、成年後見制度があります。多くの人々が、成年後見制度を正しく理解し、適切な利用につながるよう、今後も制度の周知等を進めていきます。

また、自分らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、取組を進めます。

(4)更生支援に向けた地域づくり

施策の方向性

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

国や神奈川県、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力しながら、地域社会で孤立することなく生活することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが大切です。そのため、保護司会をはじめとする団体への支援、関係機関や地域住民への広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための取組を進めていきます。

また生活のしづらさを抱える本人やその家族の課題や悩みを早期に発見できるように、アウトリーチによる継続的な支援をはじめ、地域を基盤とした相談支援体制の充実、保護司会や多様な関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めていきます。

現状と課題

国で実施した「再犯防止対策に関する世論調査」（2018年（平成30年））によれば、再犯防止に関して、広く国民の理解や関心を深めるためにすべきことは、「テレビや新聞などでの広報を充実する」（56.8%）、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」（45.4%）、「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」（30.1%）と続いています。再犯防止に関する広報・啓発活動の重要性がうかがえます。

また、本市で実施した団体ヒアリングによると、犯罪を起こさない環境づくりに向けて、子どもたちからの啓発が求められています。

地域共生社会の実現には、犯罪や非行をした人が、再び社会を構成する一員となるための支援が重要です。これは新たな犯罪被害者を生まないことにもつながることから、犯罪被害者に配慮をしながら、地域福祉の中で再犯防止についての啓発を行うことが求められます。

①地域住民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。

また、犯罪や非行をした人が社会的に孤立することを防ぐため、誰もが地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりや福祉学習・体験機会づくりに取り組みます。

②関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会など、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報等の提供を行います。あわせて、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の人材募集の呼び掛けに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援します。

また、地域の安全・安心に資する、自治会・町内会等の地域団体が行う防犯パトロールなどの防犯活動を支援することによって見守り活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進します。

③罪を犯した人の自立支援

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことが挙げられることから、一人ひとりの状況に応じた居住支援、就労支援をはじめとする福祉的な支援を行うことで生活の安定を図り、自立を支援します。

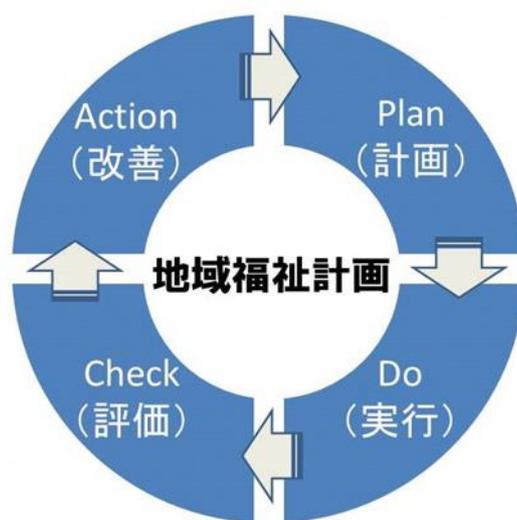
第 3 章 地域福祉計画の進行管理

1 計画の進行管理方法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、P D C Aサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画期間の2023年（令和5年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するために、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

(4) 成果目標

本計画は、めざすべき将来像として「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げ、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に基づいた施策の方向性に沿って施策・事業を進めています。

これまで施策展開の判断材料の一つとするため、基本目標別の成果指標、及びそれに係る目標値を設定してきました。

目標値の設定について、2019年度（令和元年度）時点において、前回の目標値を達成した項目については、取組のさらなる推進に向けて目標値の再設定を行い、未達成の項目については、改めて前回の目標値の達成をめざします。

なお、本計画の中間見直しに向けて、2022年度（令和4年度）に達成度の評価を行います。

●基本目標別の主な成果目標●

基本目標	成果指標項目	前回値 (平成28年度)	前回の 目標値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)	出典
【基本目標1】 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	地域福祉の推進に向け、「広報紙やホームページなどによる情報提供」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	46.2%	50.0%	51.5%	60.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	認知症サポーター数（累計）	16,469人	23,000人	26,085人	31,085人	福祉健康部調べ
	地域のボランティア活動について「既に参加しており、これからも続けたい」「参加したことはないが、今後参加してみたい」と感じる割合の合計	48.6%	50.0%	44.4%	50.0%	地域福祉に関するアンケート調査
【基本目標2】 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	地域に支えられていると感じることが「大いにある」「多少はある」と感じる割合の合計	43.7%	50.0%	39.7%	50.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「災害時の避難支援体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	14.4%	20.0%	13.9%	20.0%	地域福祉に関するアンケート調査
【基本目標3】 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	お住まいの地域で孤立感を「感じない」「あまり感じない」と回答した割合の合計	67.2%	75.0%	65.7%	75.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「様々な相談に対応できる体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	16.5%	20.0%	12.2%	20.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	「地域の縁側」開設数	33カ所	40カ所	35カ所	40カ所	福祉健康部調べ

2 計画の進行管理体制

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、毎年活動内容や成果を報告し、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。委員会は年に約4回開催し、計画及び施策の進捗状況などを市民視点、専門的視点から評価したうえで、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。評価に際しては、数値的な指標だけでなく、地域の取組の内容など「質」についても共有し、評価することとします。

(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉健康部の関係課のほか、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、年に約4回開催しています。会議では、計画及び施策の進捗状況などを共有して庁内連携を図るほか、それらを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行っています。

資料編

1 藤沢市の現状

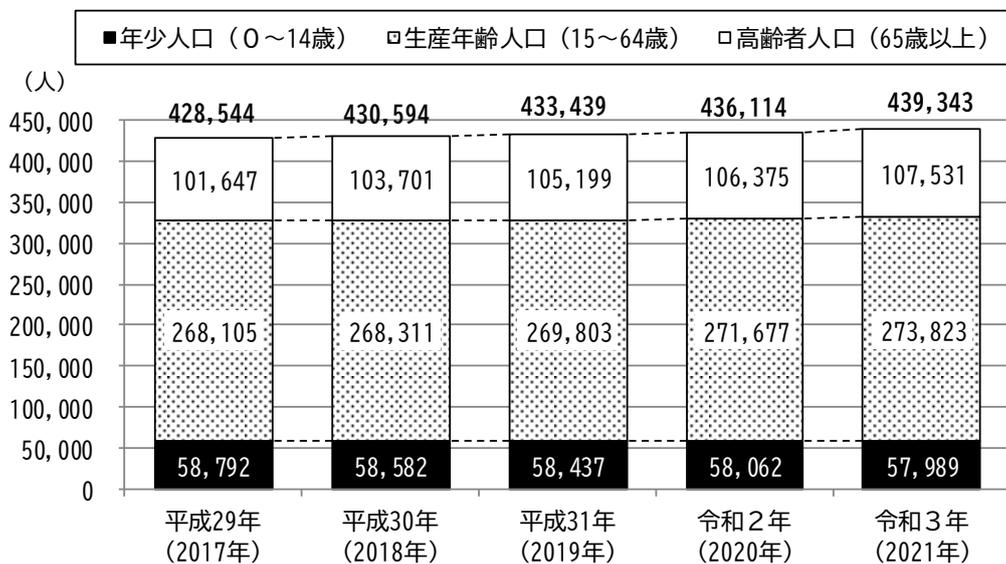
(1)人口・世帯数の推移

①人口

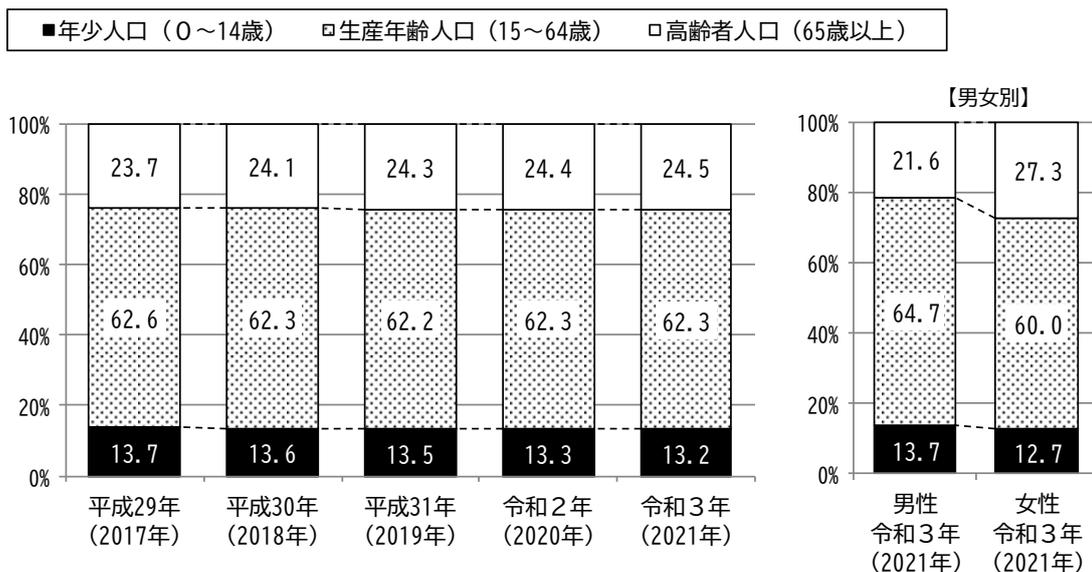
2021年（令和3年）1月1日現在、住民基本台帳人口は439,343人で、65歳以上人口は107,531人（24.5%）となっています。総人口は増加傾向にありますが、年齢3区分別で見ると、生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向にありますが、年少人口が減少傾向にあります。

●藤沢市の総人口の推移●

<全体>



資料：藤沢市住民基本台帳（各年1月1日現在）

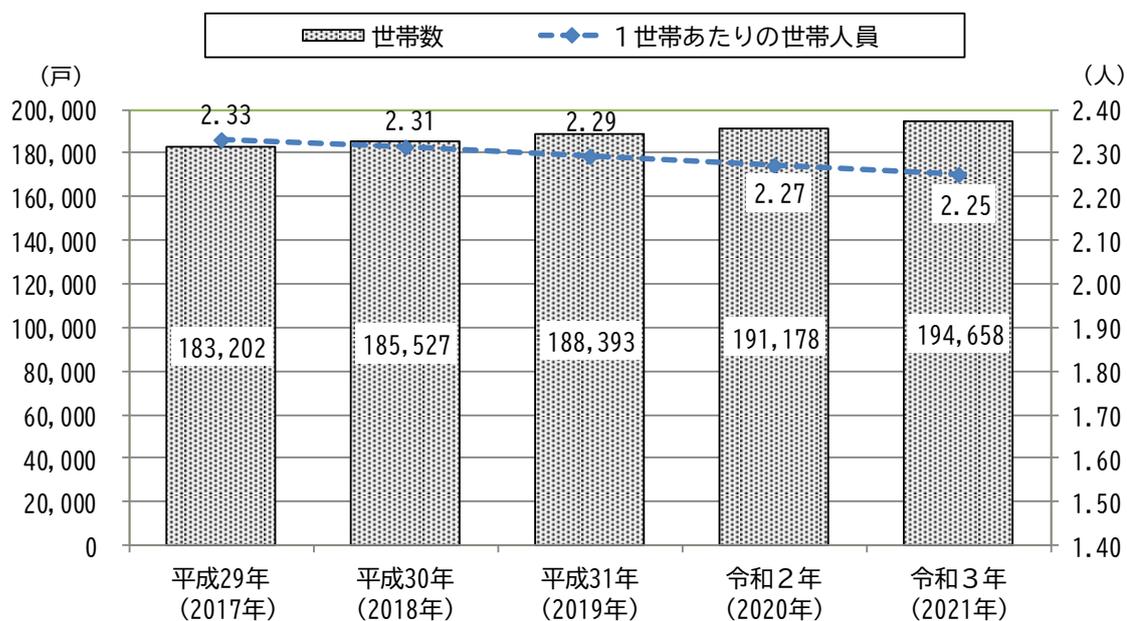


資料：藤沢市住民基本台帳（各年1月1日現在）

②世帯

世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの世帯人員は大きな差異はありませんが、やや減少傾向がみられます。

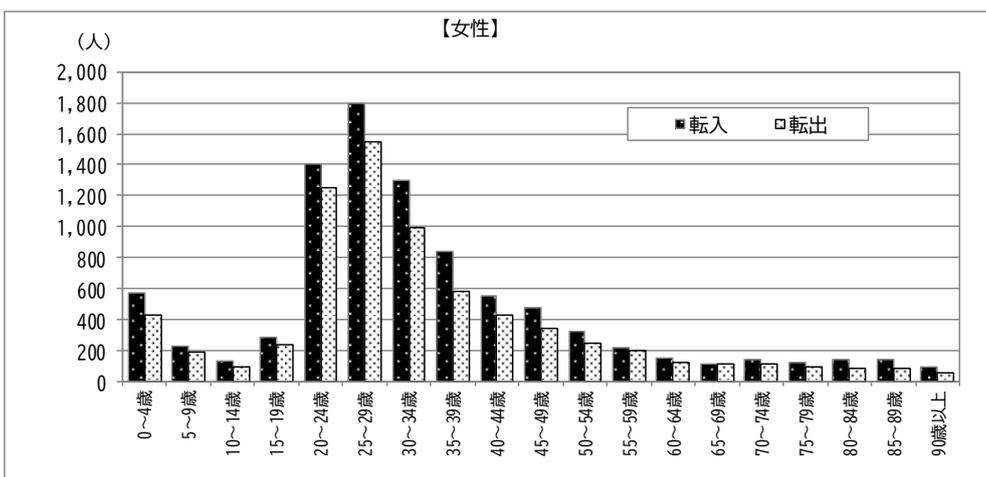
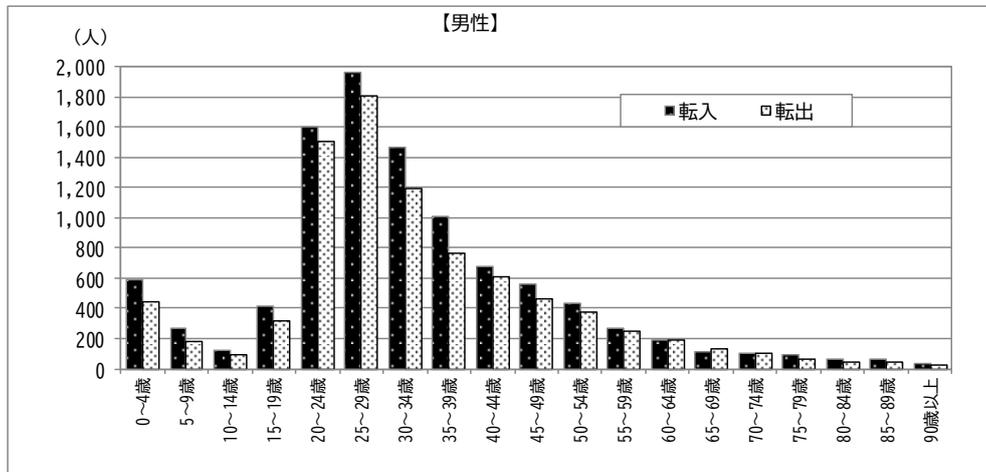
●藤沢市の世帯数と1世帯あたり人数の推移●



資料：国勢調査を基準とした推計値（各年1月1日現在）

③転入・転出者

転入・転出者を性・年代別で見ると、男女とも25～29歳で転入者・転出者ともに多くなっています。また、どの年代もおおむね転入者が転出者を上回っています。



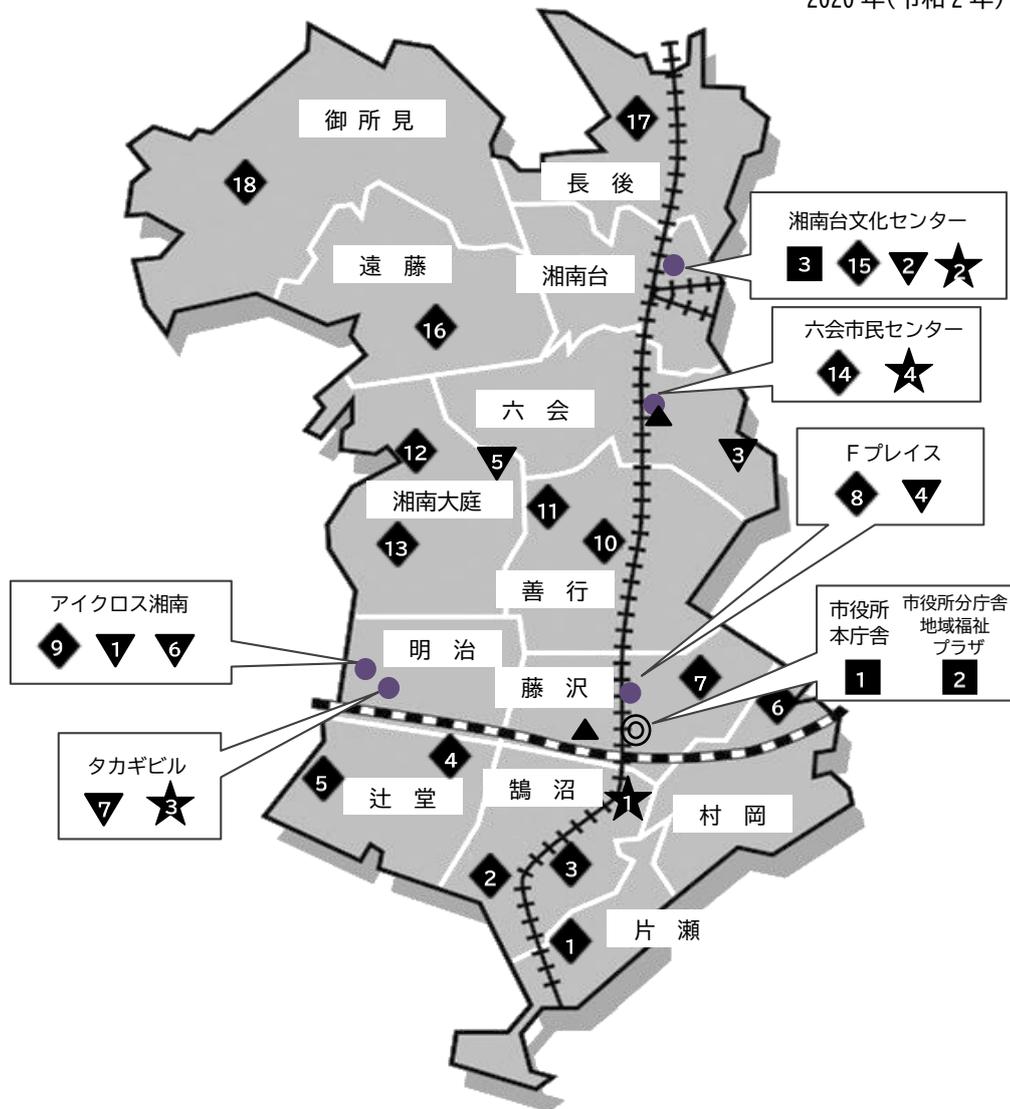
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和2年）

2 行政区域(13 地区)の状況

本市においては、市民センター・公民館を設置している 13 地区を基本に様々な施策を展開しています。

●相談窓口一覧●

2020 年(令和 2 年) 10 月現在



総合相談・生活困窮者自立相談 1		
①福祉総合相談支援センター・バックアップふじさわ ②バックアップふじさわ社協 ③北部福祉総合相談室		
地域包括支援センター (いきいきサポートセンター) 1	障がい者相談支援事業所 1	子育て支援センター ★
高齢分野 ①片瀬 ⑩善行 ②鶴沼南 ⑪善行団地(分室) ③鶴沼東 ⑫湘南大庭 ④辻堂東 ⑬小糸(分室) ⑤辻堂西 ⑭六会 ⑥村岡 ⑮湘南台 ⑦藤沢東部 ⑯遠藤 ⑧藤沢西部 ⑰長後 ⑨明治 ⑱御所見	障がい分野 ①ふじさわ基幹相談支援センター えぼめいく(基幹相談) ②藤沢障がい者生活支援センター かろうそ(身体障がい) ③ふらっと(知的障がい) ④藤沢市地域生活支援センター おあしす(精神障がい) ⑤地域福祉支援センターマロニエ(重 症心身障がい) ⑥藤沢市発達障がい者相談支援 事業所りーと(発達障がい) ⑦藤沢市高次脳機能障がい者相談 支援事業所チャレンジⅡ (高次脳機能障がい)	子ども・子育て分野 ①藤沢子育て支援センター ②湘南台子育て支援センター ③辻堂子育て支援センター ④六会子育て支援センター

●行政区ごとの事業一覧●

2020年(令和2年)10月現在

地区	地区ボランティアセンター※1	地域の縁側※2	高齢者通いの場※3	つどいの広場※4
片瀬	片瀬地区ボランティアセンター「ひだまり片瀬」	ひだまり片瀬【基本型】 コミュニティハウス片瀬山【基本型】	片瀬ゆめきらら【委託実施型】	かたせ・にこにこ広場
鶴沼	鶴沼地区ボランティアセンター「ささえ」	鶴沼藤が谷みんなの縁側【基本型】	憩いのサロン亀吉【住民主体実施型】 鶴沼健康サロン【委託実施型】	鶴沼つどいの広場
辻堂	辻堂地区ボランティアセンター「すこやか」	すこやか【基本型】 ふらっとガーデン【特定型】	明日香辻堂【住民主体実施型】 サロン元気辻堂【委託実施型】	フリースペース“にこにこ”
村岡	村岡地区ボランティアセンター「ぬくもり」	きらり【基幹型】 村岡テラス【基本型】	通いの場むらおか【委託実施型】	むらっこひろば
藤沢	藤沢西部地区福祉ネットワーク「きずな」	ヨロシク♪まるだい【基幹型】 藤沢地区みらいサロン【基本型】 まめや【基本型】 地域交流サロンふれあい【特定型】 わだち・ちゃのみ【特定型】 憩い場【特定型】 草の根ふじさわ【特定型】	みんなのサロンゆくり庵【住民主体実施型】 共生会「通いの場」【委託実施型】	子育てプレールーム 藤が岡つどいの広場
明治	明治地区ボランティアセンター「むすびて」	かるがも【基幹型】 むすびて【特定型】 地域交流室「ばらそる」【基本型】		
善行	パートナーシップ善行	地域交流サロン「ゆい」【基本型】 まめっこ【特定型】 えん【基本型】 カフェ「はまゆう」【特定型】 ほっとスペースすみれ【基本型】	わいわい善行【住民主体実施型】 「通いの場」グリーンサロン【委託実施型】	善行つどいの広場
湘南大庭	湘南大庭地区福祉ボランティアセンター「ライフタウン・ジョワ」	交流スペースほっと舎【基本型】 たきのさわパラダイス【基本型】 こまよせランド【基本型】 睦とものわひろば【基本型】	芭蕉苑「通いの場」【委託実施型】	大庭子育てさろんびよびよ広場
六会	ボランティアセンターむつあい	みんな・de・六会【基本型】 MUDDLE【基本型】	デイ・スペースひまわり【住民主体実施型】 育成会「通いの場」【委託実施型】	
湘南台	湘南台地区ボランティアセンター「ちょこっと湘南台」	ちょこっと湘南台【基本型】	湘南台みんなの輪【住民主体実施型】 湘南台元気サロン【委託実施型】	
遠藤	遠藤地区ボランティアセンター「シェークハンズ遠藤」	遠藤地域の縁側もんのきの家【基本型】	—	遠藤子育てさろんのびのび広場
長後	長後地区ボランティアセンター「なごみ」	長後あかり【基本型】 おしゃべり処「大福」【基本型】 yell(エール)【基幹型】 セツ木の里【基本型】		子育てひろば「タンポポ」
御所見	—	かわうそ【基本型】 ごしょみ元気【基本型】	ゆきの家・すこやか【住民主体実施型】 お元気サロン【委託実施型】	中里つどいの広場

※1 日常生活のちょっとしたお手伝いや地域住民のつどいの場となるサロン活動などを実施

※2 住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所

基本型	高齢者、障がい者(児)、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる場所
特定型	高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者が誰もが自由に集え、交流できる居場所
基幹型(地域ささえあいセンター)	高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる場所。多様な事業主体による多様な取組のコーディネート業務を担う「生活支援コーディネーター」を配置

※3 趣味や交流を楽しみながら、集まったみんなで体を動かして積極的に介護予防に取り組める場所

※4 親子が気軽に集い、交流できる場所

※5 上記以外にも住民主体で行う支えあいの事業があります。

3 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

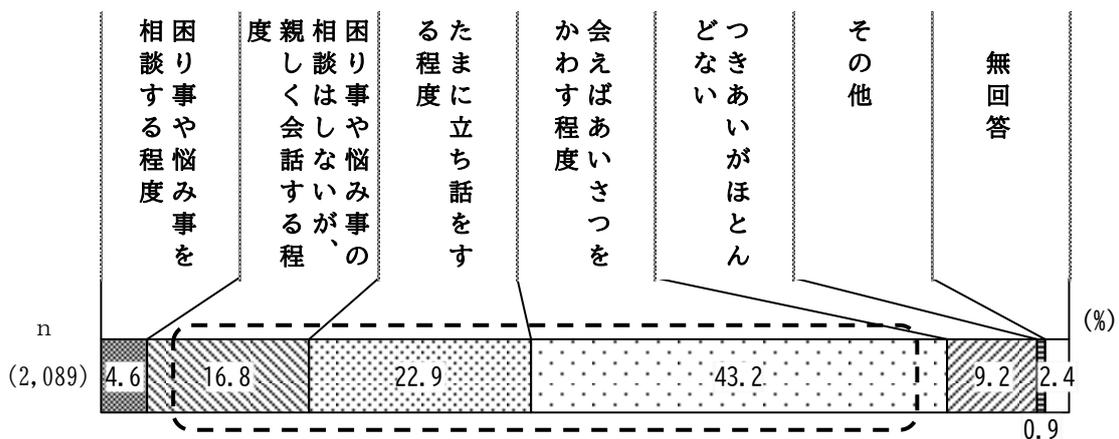
計画の進捗状況の確認に向けて、市民の地域福祉に関する意識や意向を把握する目的で、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

● 調査の概要

調査目的	藤沢市では、すべての市民が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき2015年度（平成27年度）から2020年度（令和2年度）までの6年間を計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2020」を策定した。2017年度（平成29年度）には、社会情勢や地域状況の変化等に対応するため、中間見直しを行った。 本計画の策定にあたり、事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民がどのように感じているか把握するために、アンケート調査を実施した。
調査対象	市内在住の満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	2019年（令和元年）11月27日（水）～12月20日（金）
回収結果	2,089件（回収率52.2%）
調査項目	1. 住まいの状況について 2. 行政や福祉サービスなどの情報について 3. 地域やご近所との関わりについて 4. 地域活動、ボランティア活動について 5. 防災について 6. 支えあいの地域づくりについて

● 働き世代に向けた近所づきあいのきっかけづくり

近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」や「たまに立ち話をする程度」は60代、70代、80歳以上で高い傾向にあり、「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にあります。つきあいがほとんどない理由は、10代から50代で「生活の時間帯が合わない」が4割台と高くなっています。退職後に地域とのつながりがなく、孤立していくことを防ぐためにも、働き世代が近所づきあいをはじめのきっかけづくりを検討していくことが重要です。



○年代別・クロス集計

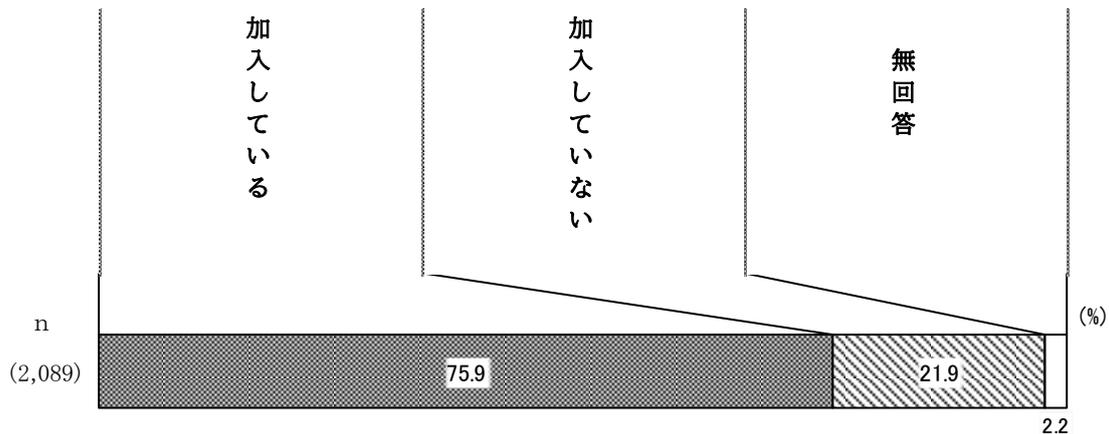
	調査数 (件)	構成比 (%)						
		困り事や悩み事を相談する程度	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	つきあいがほとんどない	その他	無回答
全体	2089	4.6	16.8	22.9	43.2	9.2	0.9	2.4
年代別	10代	-	7.1	8.6	71.4	12.9	-	-
	20代	1.6	1.6	7.2	64.8	24.0	-	0.8
	30代	3.7	10.1	18.4	53.0	13.8	-	0.9
	40代	7.6	9.7	22.1	50.0	7.6	-	2.9
	50代	4.2	13.6	23.8	46.5	9.3	0.6	2.0
	60代	3.7	17.1	29.7	39.7	7.1	0.9	1.7
	70代	4.3	29.3	27.3	29.5	5.6	1.8	2.3
	80歳以上	7.2	27.9	21.2	27.5	7.7	2.7	5.9

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● 自治会・町内会加入のきっかけづくり

自治会・町内会への加入状況は、「加入している」が75.9%、「加入していない」が21.9%となっていますが、「加入している」は50代以上で8割台と高くなっています。一方、「加入していない」は20代で5割半ば、10代で5割を超えています。

若年層が自治会・町内会に加入するきっかけづくりや自治会・町内会に加入する利点等の情報発信を行うことが重要です。



○年代別・クロス集計

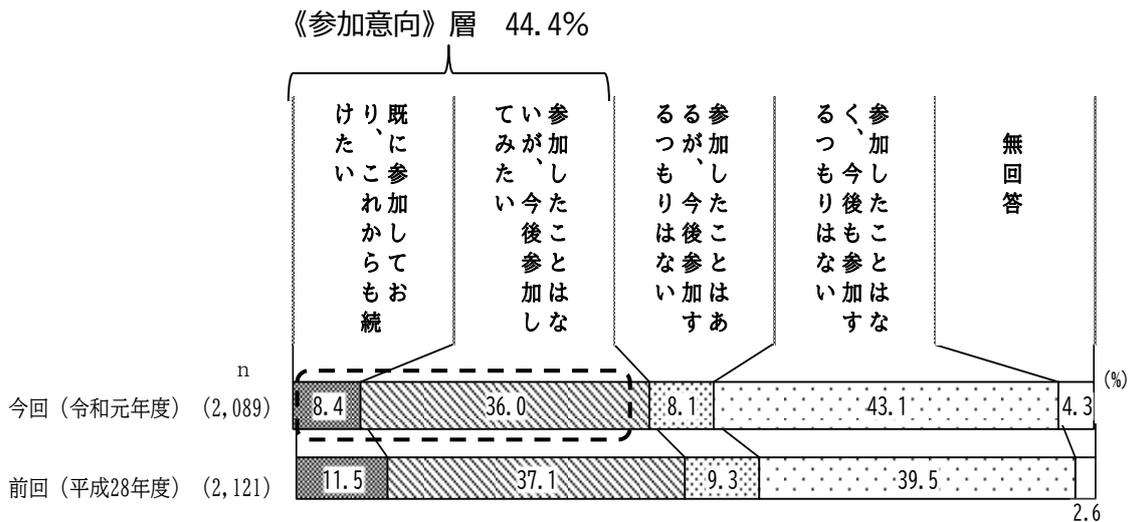
	調査数 (件)	構成比 (%)			
		加入している	加入していない	無回答	
全体	2089	75.9	21.9	2.2	
年代別	10代	70	42.9	52.9	4.3
	20代	125	43.2	56.8	-
	30代	217	62.2	36.9	0.9
	40代	340	74.1	24.1	1.8
	50代	353	81.9	17.6	0.6
	60代	350	83.4	14.0	2.6
	70代	396	85.4	12.1	2.5
	80歳以上	222	83.3	11.7	5.0

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● ボランティアの担い手確保

ボランティア活動への参加ニーズは、10代、40代、50代で5割台と高くなっています。年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、継続的な参加も期待できます。

また、ボランティア活動に参加したことのない人が、参加する上で支障となることや問題点として感じていることは、50代以下で「参加する時間的余裕がない」が多いが、70代、80歳以上で「健康・体力に自信がない」が多くなっています。年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、新たな担い手の確保につなげることが期待できます。



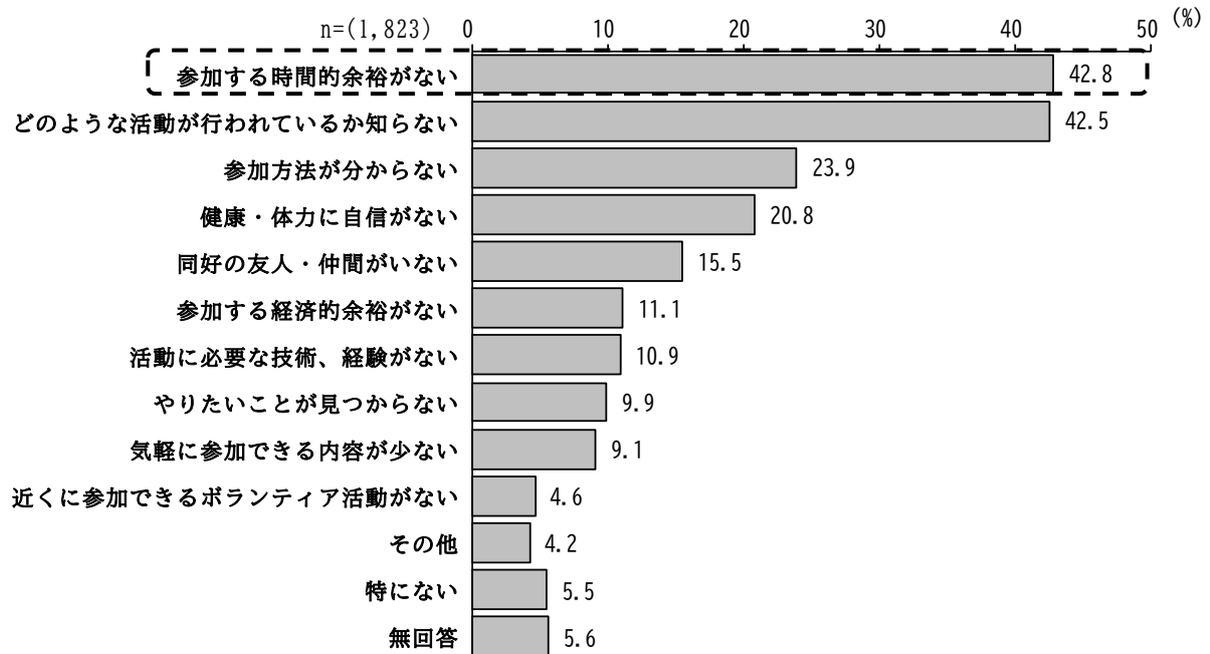
○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)					《参加意向》層	
		既に参加しており、これからも継続したい	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	参加したことはなく、今後参加するつもりはない	無回答		
全体	2089	8.4	36.0	8.1	43.1	4.3	44.4	
年代別	10代	70	8.6	41.4	8.6	40.0	1.4	50.0
	20代	125	3.2	37.6	6.4	52.8	-	40.8
	30代	217	5.1	39.6	5.5	48.8	0.9	44.7
	40代	340	7.1	46.2	5.6	38.8	2.4	53.3
	50代	353	7.1	45.6	6.8	39.4	1.1	52.7
	60代	350	8.6	40.3	6.3	40.9	4.0	48.9
	70代	396	12.6	26.8	8.6	45.5	6.6	39.4
	80歳以上	222	11.3	9.0	18.5	46.8	14.4	20.3

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

《「参加したことはないが、今後参加してみたい」～「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」と回答した方のみお答えください》

問 ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点として感じているものはありますか。(あてはまるものすべてに○)



○年代別・クロス集計

	調査数	構成比 (%)									
		参加する時間的余裕がない	知らないような活動が行われている	どのようか知らない	参加方法が分からない	健康・体力に自信がない	同好の友人・仲間がいない	参加する経済的余裕がない	活動に必要な技術、経験がない	やりたいことが見つからない	気軽に参加できる内容が少ない
全体	1823	42.8	42.5	23.9	20.8	15.5	11.1	10.9	9.9	9.1	
年代別	10代	63	52.4	55.6	39.7	12.7	27.0	6.3	15.9	15.9	15.9
	20代	121	54.5	50.4	24.8	5.8	26.4	15.7	11.6	16.5	10.7
	30代	204	64.2	55.9	29.4	8.3	23.5	13.2	5.9	7.8	7.8
	40代	308	58.1	47.1	31.8	8.4	14.6	14.6	7.8	9.4	9.1
	50代	324	56.8	43.8	24.4	16.4	15.4	15.4	13.6	11.1	10.2
	60代	306	40.8	45.8	23.5	23.9	14.4	9.8	15.4	11.4	8.2
	70代	320	15.3	33.4	18.4	36.3	10.6	6.3	11.3	8.4	8.1
	80歳以上	165	6.1	15.2	6.1	48.5	7.3	3.0	6.1	3.6	7.3

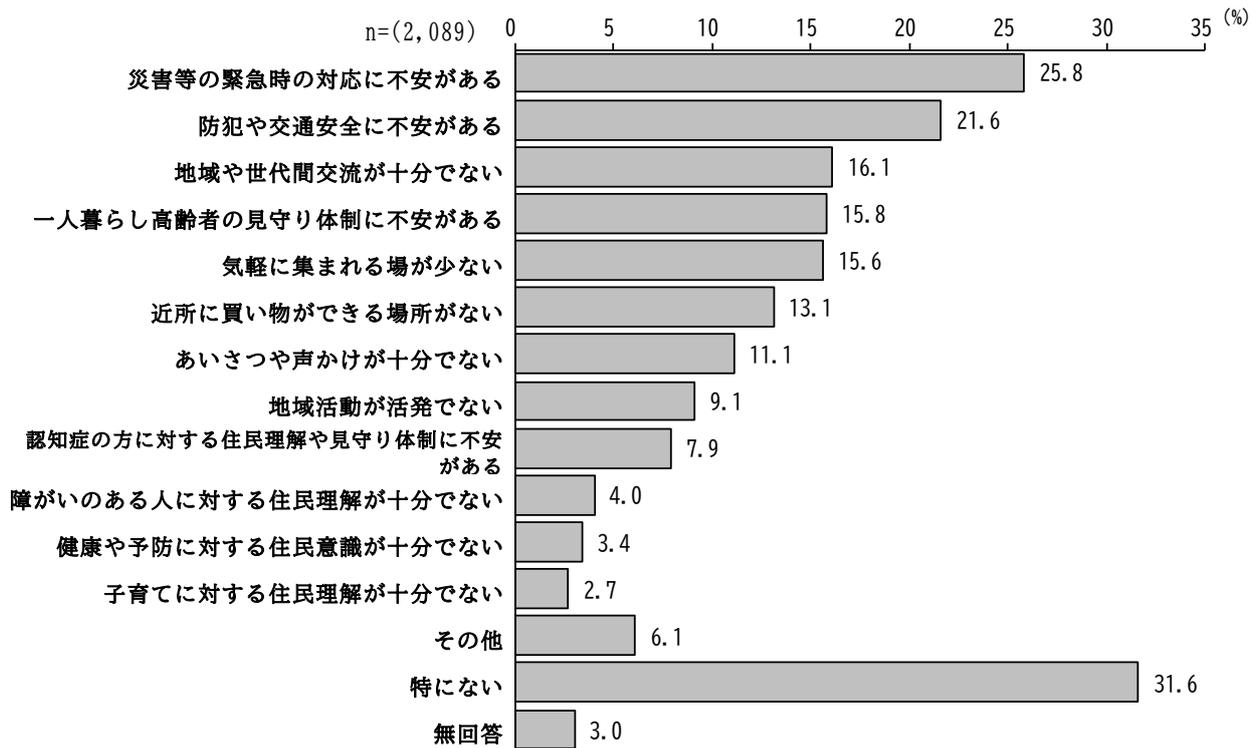
	調査数	構成比 (%)			
		近くに参加できるボランティア活動がない	その他	特になし	無回答
全体		4.6	4.2	5.5	5.6
年代別	10代	4.8	-	11.1	1.6
	20代	2.5	2.5	11.6	0.8
	30代	2.0	1.5	5.9	1.0
	40代	2.9	4.2	3.2	1.6
	50代	4.9	3.4	4.6	2.8
	60代	5.9	3.6	4.6	4.2
	70代	6.6	6.3	6.3	10.0
	80歳以上	4.2	8.5	5.5	23.0

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● 災害対策をふまえた近所づきあいの促進

居住地域で気になっていることは、「災害等の緊急時の対応に不安がある」が25.8%で最も高く、年代別で見ると50代、60代で3割以上と高くなっています。

防災訓練への参加経験は近所づきあいの程度が高いほど多い傾向がある（45ページ）ため、一人ひとりが防災に関する正しい知識を身に付けることができるよう情報発信・共有を進めるとともに、近所づきあいの促進を図ることも大切です。



○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)									
		災害等の緊急時の対応に不安がある	防犯や交通安全に不安がある	地域や世代間交流が十分でない	一人暮らし高齢者の見守り体制に不安がある	気軽に集まれる場が少ない	近所に買い物ができる場所がない	あいさつや声かけが十分でない	地域活動が活発でない	認知症の方に対する住民理解や見守り体制に不安がある	
全体	2089	25.8	21.6	16.1	15.8	15.6	13.1	11.1	9.1	7.9	
年代別	10代	70	24.3	18.6	12.9	7.1	18.6	12.9	11.4	12.9	4.3
	20代	125	12.8	14.4	8.8	10.4	10.4	9.6	10.4	4.8	5.6
	30代	217	20.3	30.9	18.9	8.3	13.4	12.4	9.2	6.9	5.1
	40代	340	25.9	25.9	15.6	12.6	15.0	15.0	8.8	6.8	7.9
	50代	353	31.2	26.1	16.7	16.7	14.4	13.0	12.5	9.3	9.3
	60代	350	30.3	20.9	15.1	20.6	17.1	10.9	7.1	7.4	9.1
	70代	396	24.0	17.4	19.4	18.4	16.9	13.4	13.1	13.4	7.6
	80歳以上	222	26.1	12.2	14.4	19.4	17.6	15.8	17.1	10.8	9.0

	調査数(件)	構成比(%)						
		住民理解が十分でない	健康や予防に対する住民意識が十分でない	子育てに対する住民理解が十分でない	その他	特になし	無回答	
全体	2089	4.0	3.4	2.7	6.1	31.6	3.0	
年代別	10代	70	2.9	1.4	4.3	1.4	44.3	-
	20代	125	3.2	3.2	3.2	8.8	43.2	4.0
	30代	217	3.7	1.4	5.1	11.1	30.9	1.4
	40代	340	4.7	3.5	3.2	9.7	27.9	3.8
	50代	353	3.7	3.7	2.8	5.7	29.5	2.8
	60代	350	5.4	4.3	2.3	4.3	34.6	0.9
	70代	396	4.3	3.0	1.5	4.0	31.8	3.5
	80歳以上	222	1.4	4.5	0.5	3.2	27.0	5.4

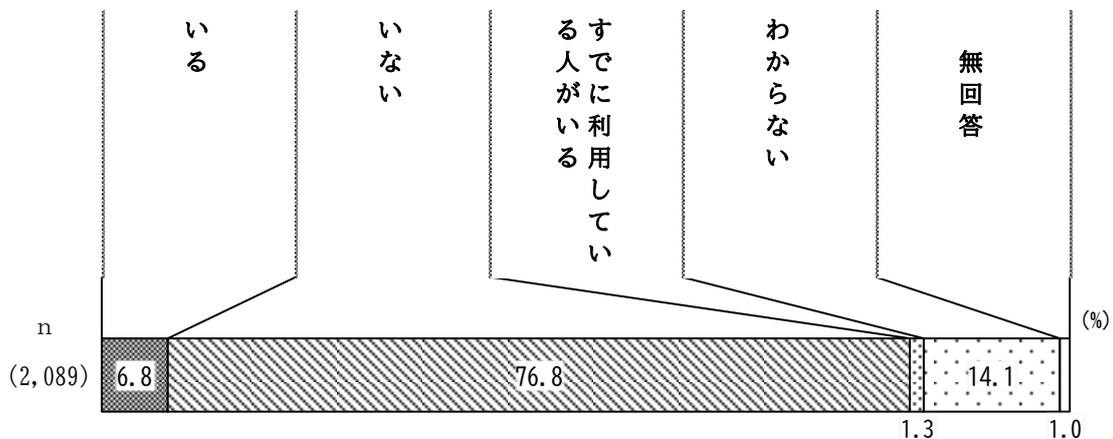
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● 成年後見制度の周知

現在、自身もしくは周りの人で成年後見制度が必要な人は、「いる」が6.8%、「いない」が76.8%、「すでに利用している人がいる」が1.3%となっています。

成年後見制度を利用することになった場合に後見人をお願いしたい人は、「身近な親族」が65.8%で最も高くなっており、成年後見制度を利用したくないと思う理由は、「信頼できる後見人候補者が思い当たらない」が37.2%で最も高く、次いで「財産を管理されたくない」が30.2%、「制度内容や手続きがわかりにくい」が27.9%で高くなっていきます（54 ページ）。

今後は支援者間のネットワークの構築を進めていくとともに、制度についての周知を進めていくことが大切です。



○年代別・クロス集計

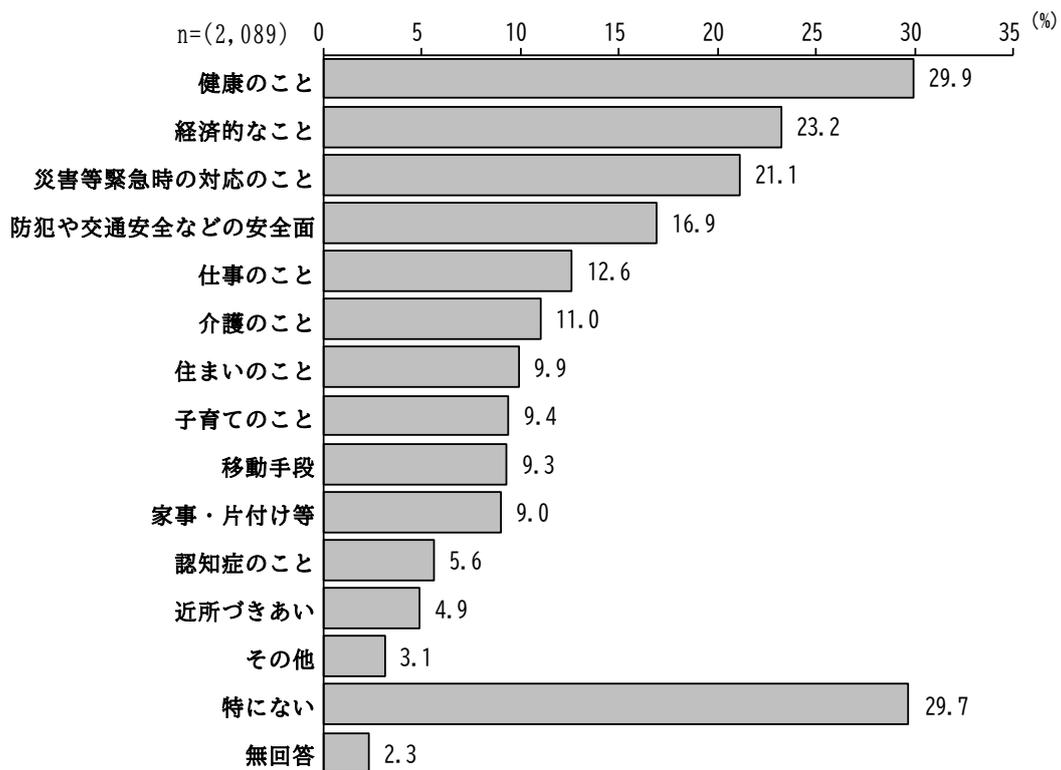
	調査数 (件)	構成比 (%)					
		いる	いない	すでに利用している人がいる	わからない	無回答	
全体	2089	6.8	76.8	1.3	14.1	1.0	
年代別	10代	70	5.7	71.4	1.4	21.4	-
	20代	125	4.8	85.6	-	9.6	-
	30代	217	5.5	84.8	1.8	7.8	-
	40代	340	5.6	87.1	0.3	6.8	0.3
	50代	353	10.2	74.8	2.0	12.7	0.3
	60代	350	7.1	78.3	2.6	11.4	0.6
	70代	396	5.3	68.7	0.8	24.0	1.3
	80歳以上	222	8.1	66.2	0.5	20.7	4.5

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● 相談支援体制の強化

日々の生活で困っていることや悩みについては、全体で「健康のこと」が29.9%で最も高くなっています。年代別でみると、「子育てのこと」は30代で3割を超え、「健康のこと」は50歳以上で3割以上と高くなっており、日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられます。

また、地域福祉推進のため市で行っている取組については、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は12.2%で、前回調査(平成28年度)と比較して低くなっています。今後、地域の複合的な課題に対応できるよう、包括的な支援体制の整備を進めることが重要です。



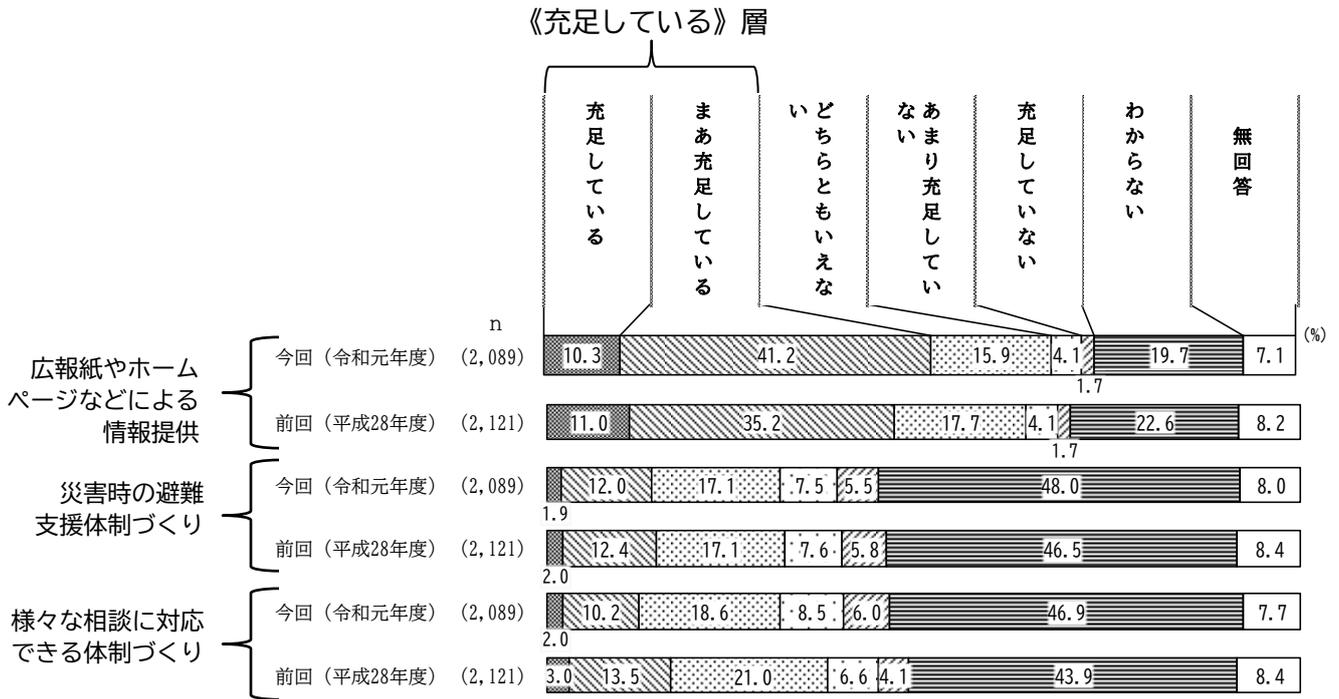
○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)									
		健康のこと	経済的なこと	災害等緊急時の対応のこと	防犯や交通安全などの安全面	仕事のこと	介護のこと	住まいのこと	子育てのこと	移動手段	
全体	2089	29.9	23.2	21.1	16.9	12.6	11.0	9.9	9.4	9.3	
年代別	10代	70	20.0	18.6	21.4	14.3	2.9	4.3	4.3	2.9	8.6
	20代	125	20.8	29.6	10.4	15.2	24.0	6.4	8.8	5.6	10.4
	30代	217	13.4	27.6	16.1	21.2	26.7	3.2	11.5	32.7	7.8
	40代	340	22.6	27.1	20.0	23.2	21.8	9.7	8.8	24.1	8.2
	50代	353	32.0	25.5	21.2	17.3	18.7	17.3	14.4	7.4	6.2
	60代	350	31.7	22.0	24.0	13.4	8.3	13.7	10.6	1.1	7.1
	70代	396	38.6	21.0	23.0	14.6	0.5	7.3	8.3	0.5	12.1
	80歳以上	222	45.5	13.5	24.3	12.2	-	17.6	5.9	0.5	14.9

	調査数(件)	構成比(%)					無回答	
		家事・片付け等	認知症のこと	近所づきあい	その他	特にない		
全体	2089	9.0	5.6	4.9	3.1	29.7	2.3	
年代別	10代	70	4.3	1.4	-	4.3	45.7	-
	20代	125	7.2	2.4	2.4	3.2	36.8	0.8
	30代	217	12.9	1.4	4.1	4.1	20.7	0.5
	40代	340	10.6	2.4	5.6	2.9	27.1	1.5
	50代	353	8.5	5.1	5.1	3.1	27.5	1.7
	60代	350	6.0	5.7	5.7	2.6	33.4	1.4
	70代	396	6.3	7.6	4.3	3.3	33.1	3.8
	80歳以上	222	15.8	14.9	6.8	2.7	26.6	5.4

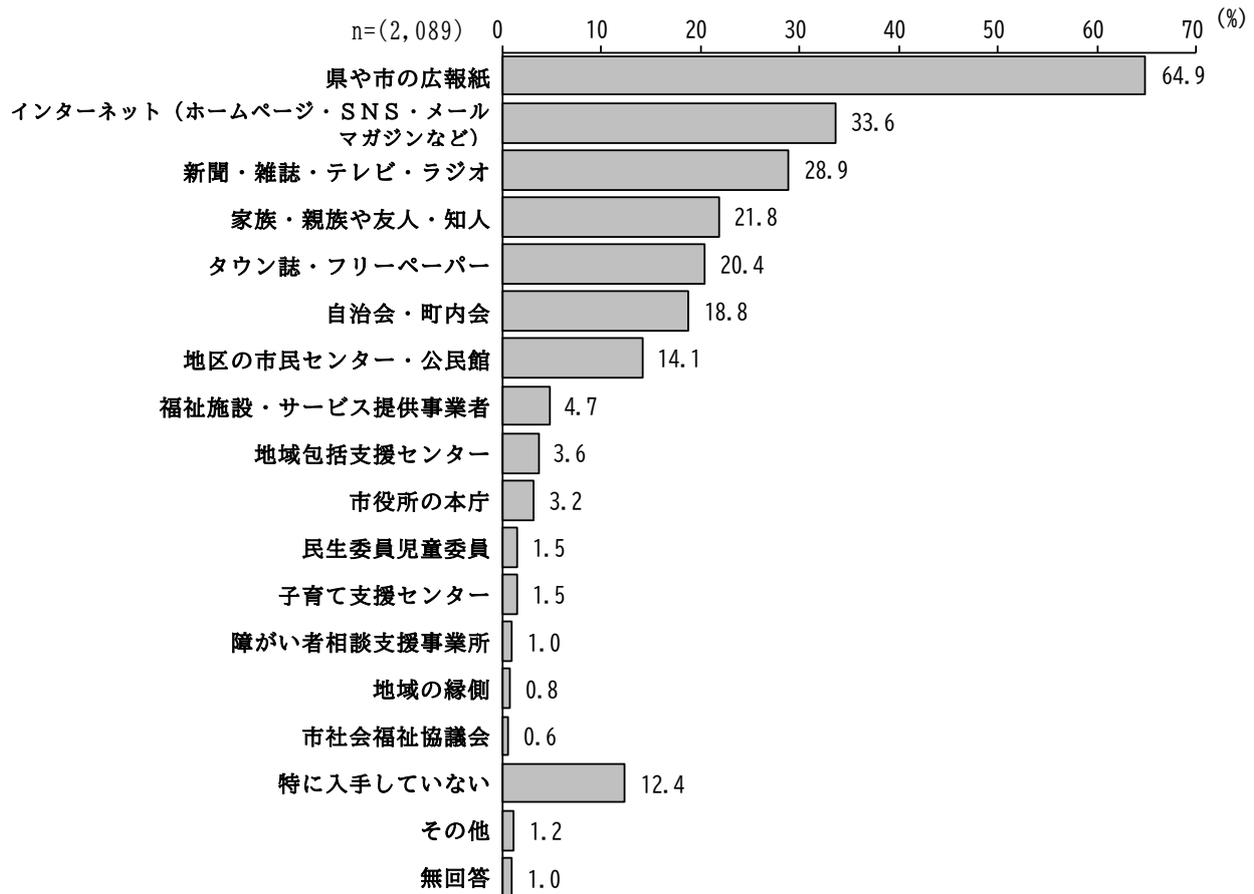
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

● 地域福祉推進のため市で行っている取組について前回調査(平成28年度)比較



● 年代に応じた情報発信

行政や福祉サービスなどの情報入手方法は、「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上と高く、50代から70代では7割台となっています。一方で、「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ば、10代も5割近くと高く、10代、20代では、「特に入手していない」が3割台と高くなっています。年代に応じた情報発信を引き続き進めていくとともに、今後は若年層に向けて、正確な情報を得ることの必要性等を周知・啓発していく必要があります。



○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)									
		県や市の広報紙	インターネット(ホームページ・SNS・メールマガジンなど)	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	家族・親族や友人・知人	タウン誌・フリーペーパー	自治会・町内会	地区の市民センター・公民館	福祉施設・サービス提供者	地域包括支援センター	
全体	2089	64.9	33.6	28.9	21.8	20.4	18.8	14.1	4.7	3.6	
年代別	10代	70	20.0	48.6	20.0	20.0	8.6	2.9	1.4	1.4	-
	20代	125	24.8	40.8	16.8	22.4	10.4	0.8	3.2	-	-
	30代	217	50.7	56.2	12.4	27.6	20.7	6.9	12.4	2.8	0.5
	40代	340	65.6	53.5	13.5	22.1	22.1	12.9	13.5	4.1	0.9
	50代	353	74.8	43.3	27.2	19.8	25.8	14.2	11.0	5.4	3.7
	60代	350	74.3	28.0	31.4	16.3	19.4	22.3	15.4	4.0	3.7
	70代	396	75.8	11.6	45.2	23.7	24.2	34.1	20.7	5.8	4.5
	80歳以上	222	65.3	5.4	48.2	24.8	14.0	28.4	17.6	9.0	12.2

	調査数(件)	構成比(%)									
		市役所の本庁	民生委員児童委員	子育て支援センター	障がい者相談支援事業所	地域の縁側	市社会福祉協議会	特に入手していない	その他	無回答	
全体	2089	3.2	1.5	1.5	1.0	0.8	0.6	12.4	1.2	1.0	
年代別	10代	70	1.4	-	-	1.4	-	-	34.3	1.4	-
	20代	125	2.4	-	2.4	0.8	-	-	32.0	0.8	0.8
	30代	217	4.6	-	8.3	-	-	-	13.4	1.4	-
	40代	340	4.4	0.9	2.6	2.1	0.3	0.3	10.9	1.8	0.9
	50代	353	2.8	1.1	0.3	0.6	0.3	-	7.6	1.7	1.1
	60代	350	3.7	1.1	-	1.4	0.3	1.4	12.6	0.3	0.9
	70代	396	2.5	2.3	-	0.5	2.0	1.5	9.1	1.0	1.0
	80歳以上	222	1.8	5.4	-	0.9	2.7	0.5	9.9	0.5	1.8

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

(2)福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施

● 目的

藤沢市では、すべての市民が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき 2015 年度（平成 27 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）までの 6 年間で計画期間とする「藤沢市地域福祉計画 2020」を策定し、2017 年度（平成 29 年度）には、社会情勢や地域状況の変化等に対応するため、中間見直しを行いました。

本計画の策定にあたり、地域福祉に関連する団体を中心に、計画の方向性や施策への検討材料とするため、専門的な視点・実際に活動している方からの視点に基づく意見聴取を行う団体ヒアリング調査を実施しました。

● 対象

団体については、地域福祉に関連する団体を中心に、38 団体を選定しました。

分野	ヒアリング先	
a. 高齢分野	1	市地域包括支援センター連絡協議会
	2	市老人クラブ連合会
b. 障がい分野	3	市障害福祉法人協議会
	4	市福祉団体連絡会
c. 子ども分野	5	市子ども会連絡協議会
	6	子育て支援グループ
d. 防災分野	7	市防災組織連絡協議会
e. 更生保護分野	8	保護司会
f. 地域団体	9	地区社会福祉協議会 ①鵜沼地区 ②湘南大庭地区 ③御所見地区
	10	自治会町内会連合会 ①善行地区 ②長後地区 ③片瀬地区
	11	民生委員児童委員協議会 ①辻堂地区 ②藤沢地区 ③明治地区 ④六会地区
	12	地区ボランティアセンター ①村岡地区 ②湘南台地区 ③遠藤地区
g. 地域福祉全般	13	市民活動推進センター
	14	市社会福祉協議会

ヒアリング調査結果から、地域活動に取り組んでいる組織や団体の抱える課題を整理しました。

前回調査では、「活動の知名度」「活動する人材の発掘・確保」「活動にあたっての財源の確保」「地域団体・組織との連携」が挙げられました。今回調査においても、「活動する人材の発掘・確保」といった共通課題が挙げられましたが、「更生保護」などの新たな課題も挙がっています。

課題 1 地域団体・組織との連携について

- ・積極的に交流の場に出向き、連携をとるようところがけている団体や組織もありますが、同じ目的をもつ団体や組織との連携に留まっている団体や組織が多くなっています。また、他団体と連携したほうがよいと感じながらも連携がとれていない団体もあります。他分野の団体や他地区の団体とつながりをもちたいと考えている団体も多いことから、分野や地区の垣根を越えて、団体や組織が連携できる仕組みづくりを支援することが重要です。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携するようになり、負担が軽減したと感じている団体もあることから、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と関連団体とが連携する仕組みづくりもさらに強化する必要があります。

課題 2 活動する人材の発掘・確保・育成について

- ・自治会加入者の高齢化がすすんでおり、役員不足などにより自治会の存続が危ぶまれています。自治会への加入率は、ひとり暮らし世帯やマンションに住んでいる世帯で低い傾向があります。不動産業者と連携して自治会への加入促進を図るなど、新たなアプローチを検討する必要があります。
- ・ボランティアの活動については、「ボランティア＝無償」という考え方が若い世代に通用しなくなりつつあることや、ボランティア活動への参加希望者が地域とのつながりがなく、参加するきっかけをつかめていないなどの課題がうかがえます。
- ・団体のスタッフについては、新たな担い手確保も求められていますが、現在所属しているスタッフのスキル向上を進めていくことも重要です。

課題 3 障がいのある人への支援について

- ・障がいのある人については、地域の中で障がいに対する理解がすすんでおらず、普及・啓発活動に困難を感じていることが分かりました。障がいのある人が地域で孤立しないよう、団体や事業者など地域が連携し、支援を進めるとともに、地域に対して障がいへの理解を深める取組が必要です。
- ・防災に関する取組に遅れを感じているという声が挙がっており、災害時の課題の掘り起こしや研修による災害シミュレーション、在宅生活への備え、地域住民に対する意識啓発等の実施を検討する必要があります。

課題 4 子ども子育て等について

- ・子どもや子育てについては、子育て中の親の地域デビューが将来的に地域活動に参加することにつながることもあるという意見があり、子育て中の親が地域デビューするきっかけづくりを検討する必要があります。また、子ども自身の代弁者は少なく、子どもの課題の抽出は難しいという課題もあります。自治会や子ども会に入っていない世帯など、地域とつながりがない子どもに対する支援が重要です。
- ・子育て支援活動に参画する地域人材についても、子育て中に支援をしてもらった保護者が、子育てが落ち着いたときに子育て中の保護者を支援できる仕組みづくりの検討を求める声が挙がり、子育て支援に関わる人材の発掘支援の新たな仕組みづくりが求められています。

課題 5 更生保護について

- ・保護司は、犯罪や非行をした人の更生支援を行っているが、保護観察期間が終わると保護司として支援できないため、保護観察期間後は地域の協力が必要です。更生支援を継続的に進めていくため、地域で犯罪や非行をした人に対する偏見をなくすよう取り組むことが重要です。また、保護司会と地域団体の連携を進めていくことも重要です。

(3)地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議

計画策定にあたっては、学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表者、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

また、福祉健康部各課をはじめ、庁内関係各課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、地域福祉推進のための施策について検討を行いました。

(4)パブリックコメント(市民意見公募)の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画策定に対するパブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

4 パブリックコメントの実施状況

(1)実施概要

意見等を募集した事項	藤沢市地域福祉計画2026（素案）について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出
実施期間	2020年（令和2年）11月25日（水）から12月24日（木）まで
実施主体	藤沢市長

(2)意見提出の状況

①提出状況

ファックス	3通
インターネット	0通
持参	2通
合計	5通

②提出された意見・提案の内訳

(1) 計画全体について	2件
(2) 人材づくり	3件
(3) 地域づくり	1件
(4) しくみづくり	5件
合計	11件

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

(3) 提出された意見・提案について

	類型化した意見・提案	市の考え方
(1) 計画全体について	地域福祉計画はあらゆる方を対象としているはずだが、障がい福祉分野の視点が少なく感じる。	本計画は、障がい福祉分野を含め、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込む計画として位置づけられており、その施策の方向性等も各分野に共通するものとなっています。 一例として、第2章「基本目標1(1)誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発」「基本目標2(4)災害時に備えた地域づくりの推進」「基本目標3(2)包括的な相談・支援体制の推進(3)権利擁護のための支援の充実」などで、障がい福祉分野にも深く関連する取組について記載しています。
	地域福祉計画に関連する各個別計画との関係性が見えづらい。	第1章「計画の基本構想」において、福祉分野の各個別計画や他分野の計画との関係性を示しています。
(2) 人材づくり	地域で人材の発掘をする際に、情報がないことから、どこにアプローチをすればよいか分からない等の課題があるため、地域団体が担い手を発掘する際の工夫や支援等が必要。	地域団体等と担い手の候補となる方がつながるための情報発信など、より効果的な支援を検討してまいります。
	後期高齢者の中には、スマートフォン等が使えずキャッシュレスやポイント還元等のメリットを受けられない方が多いため、IT難民にならないような普及啓発が必要。	第2章「基本目標1(2)地域福祉活動の普及・啓発」に、高齢者を含め、より多くの方々がスマートフォンやパソコン等に親しみ、活用できるようなきっかけづくりについて、反映しました。
	仕事をしている方々は時間がなく、地域活動等に参加することが困難なため、退職後に活躍するきっかけをつくる必要があり、その視点を計画に盛り込むべき。	第2章「基本目標1(2)地域福祉活動の普及・啓発」に対象者の状況に合わせたきっかけづくりの視点を盛り込んでいます。
(3) 地域づくり	小学校区・中学校区において活動しているPTA等が縮小・減少していることや、共働きの増加等、生活様式が多様化していることから、「小学校区・中学校区」におけるつながりが薄くなるように思われる。	社会情勢の変化に起因し、地域の様々な活動の状況が変化する中で、地域活動の多様な担い手の確保に向けて、世代や対象に応じた情報発信を進めるなど、状況に応じた地域づくりを進めてまいります。
(4) ことごとく	再犯防止に関する内容を地域福祉計画に盛り込まれたことは、有意義に感じる。「反省は一人ではできるが、更生は一人ではできない」ことから、保護司等の支援団体と地域福祉に関する諸団体が連携することが重要。	再犯防止に関する取組は、保護司をはじめとする支援団体だけでなく、様々な団体との連携が必要であり、本計画では、第2章「基本目標3(4)更生支援に向けた地域づくり」にその視点を盛り込んでいます。
	再犯防止に関する内容について、就労支援を行い、安定した生活を送れるような支援が求められる。そのためには、行政・市社会福祉協議会・企業等の連携が必要。	再犯防止に際しては、就労支援や居住支援など対象者の自立支援が必要であり、本計画では、第2章「基本目標3(4)更生支援に向けた地域づくり」にその視点を盛り込んでいます。
	犯罪や非行をした人に対する偏見を無くすことも重要だが、まずは更生保護を地域の方々に知ってもらうことが必要。	更生支援の視点を周知・啓発するために、様々な支援団体と連携した活動を行ってまいります。本計画では、第2章「基本目標3(4)更生支援に向けた地域づくり」にその視点を盛り込んでいます。
	困りごとの相談先一覧の作成等、困ったときどこに頼ればよいか分かりやすい仕組みがあるとよい。	行政や地域の相談窓口等をはじめとした相談先の周知を進め、誰もが相談しやすい環境づくりを進めてまいります。
	今後、外国籍の就労者の増加が見込まれることから、外国籍の方を支える仕組みづくりも求められる。	外国籍の方を含む誰もが住みやすい地域づくりをめざし、対象者のニーズ等を鑑みた取組を推進してまいります。

5 藤沢市地域福祉推進委員会

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

任期：2020年7月7日～2022年3月31日

No.		氏名	選出区分	所属・役職等
1	委員長	石渡 和実	学識経験者	東洋英和女学院大学教授
2		松永 文和		日本地域福祉学会地方委員
3		東田 正喜	高齢者関係	藤沢市老人クラブ連合会副会長
4		小池 信幸		神奈川県高齢者福祉施設協議会 藤沢地区福祉施設連絡会
5		戸高 洋充	障がい者関係	藤沢ひまわり理事長
6		宮久 雪代		藤沢市福祉団体連絡会
7		木村 依子	児童関係	子育て支援グループゆめこびと
8		越智 明美		藤沢市子ども会連絡協議会会長
9		市川 勤	市民代表	長後地区自治会連合会会長
10		山口 耀子		善行地区自治会連合会副会長
11		南部 久子		村岡地区福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」センター長
12		椎野 幸一		藤沢市防災組織連絡協議会会長
13		川辺 克郎		湘南ライフサポート・きずな理事長
14		浅野 朝子		鵜沼地区社会福祉協議会会長
15	副委員長	川原田 武		湘南大庭地区社会福祉協議会会長
16		伊原 敦	社会福祉協議会	藤沢市社会福祉協議会事務局長
17		石井 康子	民生委員児童委員	藤沢西部地区民生委員児童委員協議会会長
18		堀口 陽子		六会地区民生委員児童委員協議会会長
19		越川 玲子	その他市長が認める者	公募委員
20		松沢 邦芳		公募委員
21		江崎 康子		公募委員

敬称略、順不同

(2)藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定、推進及び進行管理に関すること
- (2) 計画策定、推進及び進行管理に係る情報交換に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者関係団体の代表
- (3) 障がい者関係団体の代表
- (4) 児童関係団体の代表
- (5) 市民代表
- (6) 市社会福祉協議会の代表
- (7) 民生委員児童委員の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部地域包括ケアシステム推進室において総括し、及び処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会 の同意を得て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

6 計画の策定経過

開催日	内容
2019年度 (令和元年度)	
6月24日(月)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 藤沢市地域福祉計画2020<中間見直し>の進行管理における情報収集について (3) 次期計画改定に向けた地域福祉に関するアンケート調査について <意見交換> (1) 地域福祉を推進するにあたり、「施策の方向性」や「施策の展開」で網羅できていないものについて
8月26日(月)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 藤沢市地域福祉計画2020<中間見直し>の進行管理について (3) 次期計画改定に向けた取組について
11月29日(金)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 藤沢市地域福祉計画2020<中間見直し>の進行管理について (3) 次期計画改定に向けた取組について
2020年度 (令和2年度)	
7月7日(火)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 (1) 今年度のスケジュールについて (2) 藤沢市地域福祉計画2020<中間見直し>の進行管理について (3) 次期計画改定について
8月31日(月)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 (1) 今年度のスケジュールについて (2) 次期計画改定について
11月25日(水)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 (1) 今年度のスケジュールについて (2) 次期計画改定について
1月27日(水)	第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会 (1) 今年度のスケジュールについて (2) 次期計画改定について

7 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

支援が届きにくい人々に対して公共機関などが積極的に働きかけて支援を届けることです。

【か行】

●更生支援（更生保護）

犯罪や非行をした人に対する指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動のことです。

●子育て支援センター

地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置しています。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や、相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施しています。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

既存の制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、共に考え、解決に向けて関係機関や団体、行政と連携しながら、地域住民や団体等の支えあいの支援を行う専門職です。

【さ行】

●市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体のことです。

●市民活動推進センター

市民活動の自立化を支援することを目的とした、市民活動の推進拠点となる施設です。

●生活支援コーディネーター

介護保険法に基づき、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘等の地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングのコーディネート機能を担います。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権を持つ後見人等が、その人の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行います。

●ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方です。

【た行】

●ダブルケア

子育てと介護を同時に担うこと人（世帯）のことです。

●地域ささえあいセンター

高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいつくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域ささえあいセンター」として位置づけています。

●地域市民の家

各地域の運営委員と利用者が協力して管理・運営しているコミュニティ施設です。地域の活動や、親睦を深める場として、市内に41カ所あります。

●地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のことです。

●地域の縁側

昔ながらの「縁側（えんがわ）」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談したりできるみんなの居場所を「地域の縁側」として位置づけています。2020年（令和2年）10月現在、実施場所は36カ所です。

●地域福祉

住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活ができるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制です。

●地域包括支援センター

（いきいきサポートセンター）

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主な業務は、保健師による要支援者や事業対象者の介護予防ケアマネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネジャーを中心としたケアマネジメントの後方支援などです。

●地区社会福祉協議会

市内14地区（藤沢地区は東部・西部の2地区）ごとの地域福祉を進めるための住民組織で、主な事業として、それぞれの地域の実情に合わせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開しています。

●地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行います。

●地区ボランティアセンター

高齢者や障がいのある人等に対する日常生活支援や交流事業といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動の場として、地区社会福祉協議会等の地域団体により、開設・運営がされています。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症や知的または精神に障がいがあり、判断能力が不十分であるが、契約能力がある場合に、福祉サービスの利用手続きの支援や日常の金銭管理等を支援する事業です。

【は行】

●PDCAサイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのことで。

●避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいいます。

●ふじさわあんしんセンター

市社会福祉協議会に設置され、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援のほか、自分らしい生活を送るための情報提供や相談等を行っています。

●ふじさわボランティアセンター

市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談・活動紹介やボランティアの募集・登録を行うとともに、福祉やボランティアに関する講座などを実施しています。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき設置され、地域の様々な生活上の相談に対して助言や援助をし、支援につながるよう、必要な情報提供・連絡調整を行っています。

【や行】

●ヤングケアラー

高齢であることや、身体・精神の障がい、疾病等を理由に援助を必要とする家族等に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を行っている人（ケアラー）のうち、18歳未満の人をいいます。

藤沢市地域福祉計画 2026

発行 2021年(令和3年)3月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室

※2021年(令和3年)4月から、部署名が地域共生社会推進室となります。

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412

藤沢市のホームページアドレス:

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



藤沢市地域福祉計画

2026